

令和6(2024)年度食育関連予算概算要求額

こども家庭庁

事業名	施策の内容	令和5年度 当初予算額 (百万円)	令和6年度 概算要求額 (百万円)
成育医療等基本方針に基づく母子保健活動の推進	成育基本法の趣旨を踏まえ、成育医療等基本方針に基づき、「朝食を欠食するこどもの割合」等の指標を設定し、自治体における計画の策定を支援するなど、従来までの「健やか親子21」の取組を含めた母子保健活動の推進を行う。	1,820の内数	3,264の内数
こどもの生活・学習支援事業	放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもの生活向上を図る自治体の取組を支援する。	16,241の内数	16,434の内数

令和6(2024)年度食育関連予算概算要求額

内閣府

事業名	施策の内容	令和5年度 当初予算額 (百万円)	令和6年度 概算要求額 (百万円)
食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	リスクコミュニケーションの実施 意見交換会の開催や年誌の発行等を行い、食品安全委員会が行うリスク評価に関する科学的情報について、分かりやすく解説し国民一般に対して提供を行う。	24	24

令和6(2024)年度食育関連予算概算要求額

消費者庁

事業名	施策の内容	令和5年度 当初予算額 (百万円)	令和6年度 概算要求額 (百万円)
食品ロス削減に係る取組	食品ロスを削減することの重要性について、理解と関心を増進できるよう、資材の提供、教育、普及啓発を推進する。また、食品ロスに関する実態、先進的な取組や優良事例等を広く提供できるよう、情報収集や調査等を実施する。	48	48
消費者安全に関する啓発の推進	食品に係るリスクコミュニケーションの実施 食品の安全に関して、消費者が正しい情報に基づき適切な消費行動が出来るよう、消費者の関心が高いテーマを取り上げた意見交換会等を実施する。	71の内数	110の内数
「倫理的消費(エシカル消費)」普及・啓発活動	地方公共団体や民間団体によるエシカル消費に関する普及活動の調査等を実施するとともに、各種イベント等への積極的な参画や情報発信の取組を強化する。	11	11

令和6(2024)年度食育関連予算概算要求額

総務省

事業名	施策の内容	令和5年度 当初予算額 (百万円)	令和6年度 概算要求額 (百万円)
都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業	<p>子ども農山漁村交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業を実施する。</p> <p>モデル事業の取組事例やノウハウの横展開を進めるためのセミナーを開催する。</p>	18	18

令和6(2024)年度食育関連予算概算要求額

外務省

事業名	施策の内容	令和5年度 当初予算額 (百万円)	令和6年度 概算要求額 (百万円)
国際連合世界食糧計画(WFP)拠出金(任意拠出金)	国連世界食糧計画(WFP)への拠出を通じて国際的な連携・交流の促進及び飢餓や栄養不足の問題等に関する情報提供を行う。	270の内数	640の内数
在外公館文化事業	在外公館が管轄地域における要人との人脈形成、対日理解の促進や親日層の形成を目的として、外交活動の一環として主催(共催)する総合的な日本文化の発信事業。	199の内数	328の内数
「日本の魅力」発信事業	日本食や日本の食文化の紹介も含めた海外向け日本事情発信誌や映像資料を作成する。	81の内数	85の内数
国際連合食糧農業機関分担金(FAO)	国連食糧農業機関(FAO)に対して分担金を拠出することにより、同機関が実施する食品の安全や栄養改善に関する事業や調査分析、情報収集等の取組へ貢献する。	5,011の内数	5,433の内数

令和6(2024)年度食育関連予算概算要求額

文部科学省

事業名	施策の内容	令和5年度 当初予算額 (百万円)	令和6年度 概算要求額 (百万円)
学校給食地場産物・有機農産物使用促進事業(学校給食地場産物使用促進事業)	学校給食における地場産物・有機農産物の使用に当たっての課題解決に資するため、学校側や生産・流通側の調整役としての仕組みづくりを担うコーディネーターの配置に必要となる経費や、大量調理に当たり必要となる備品の購入にかかる経費、学校で指導を行うために必要となる生産者等の人材派遣にかかる経費、一次加工に係る経費等を支援する。	45	43
食の指導改善充実事業 (①食に関する健康課題対策支援事業 ②食の指導改善充実に向けた検討)	①栄養教諭の食に関する個別指導力を一層向上させるため、個別指導の重要性や手法等についての研修会を実施するほか、専門家等を学校に派遣し、個別指導に必要とされる資質・能力を身につけられるよう、栄養教諭に対して直接指導・助言を行う。 ②食に関する現代的な課題を踏まえた食に関する指導が行えるよう、児童生徒用教材の改訂を行うとともに、検討委員会を設置し、食に関する指導の評価の在り方について検討を行う。	27	33
地域における家庭教育支援基盤構築事業	地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者への、子供の生活習慣や食育を含む学習機会の提供など、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進する。	75の内数	81の内数
「早寝早起き朝ごはん」フォーラム事業・推進校事業	国立青少年教育振興機構と連携・協力し、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を促進するための地域のフォーラム事業、中高生の基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るための推進校事業を実施する。	－ (国立青少年教育振興機構の 予算で実施)	－ (国立青少年教育振興機構の 予算で実施)
学校施設環境改善交付金 (学校給食施設整備)	学校給食の普及充実及び安全な学校給食の実施を図るため、衛生管理の充実強化等に必要となる学校給食施設の整備に対する補助を行う。	68,718の内数	209,700+事項要求の内数
伝統文化親子教室事業	次代を担う子供たちに対して、伝統文化・生活文化等を継承・発展させるため、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、子供たちの豊かな心や文化的な伝統を尊重する心の育成を図り、創造力と感性を備えた豊かな人間性を涵養する。	1,489の内数	2,568の内数
現代型食生活のための食品成分情報取得・活用強化事業	日本食品標準成分表に関して、現代型食生活を踏まえた収載食品の追加・更新等に係る調査及び食品成分データベースを基本としたオープンデータの利活用のためのシステム化調査等を行う。	128の内数	128の内数
国民文化祭	観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典を実施し、各種の文化活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供するとともに、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用し、一層の芸術文化の振興に寄与する。	259の内数	259の内数

令和6(2024)年度食育関連予算概算要求額

厚生労働省

事業名	施策の内容	令和5年度 当初予算額 (百万円)	令和6年度 概算要求額 (百万円)
国民健康づくり運動の推進(「健康日本21(第二次)」)	平成25年度からの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本21(第二次))」について、国民の自主的な参加による国民運動として、普及推進を図るとともに、国民の身体状況や食生活等の状況を明らかにする国民健康・栄養調査の実施、最新の科学的根拠に基づく食事摂取基準の策定など、健康増進の総合的な推進を図る。	809	919
8020運動・口腔保健推進事業	都道府県が実施する歯の健康づくりのために行われる地域の実情に応じた歯科保健医療事業の円滑な推進を支援する。	1,130の内数	1,205の内数
食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進	食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者などへの積極的な情報の提供や双方向の意見交換を行う。	9	9

令和6(2024)年度食育関連予算概算要求額

農林水産省

事業名	施策の内容	令和5年度 当初予算額 (百万円)	令和6年度 概算要求額 (百万円)
消費・安全局交付金のうち地域での食育の推進	第4次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進する。 その際、農林漁業体験機会の提供の取組に加えて他の取組も行う食育活動を優先的に支援する。	2,006の内数	2,485の内数
食育活動の全国展開事業委託費	第4次食育推進基本計画に基づき食育推進全国大会の開催や、食育活動の優良事例の情報発信、持続可能な食を支える食育の推進のための普及啓発等を行うことで、食育の全国展開を図る。	65	76
食品アクセス確保対策推進事業	それぞれの地域における円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方自治体や社会福祉協議会、フードバンクやこども食堂等、地域の食に関する関係者が連携する体制を構築し、課題解決のためのモデル的な取組を行う地域を支援するとともに、先進的な事例から得られた知見を活用した食品アクセス確保の取組の全国展開を図る。	-	200
食品アクセス支援団体活動支援事業	各地域における食品アクセスの強化を図るため、フードバンクやこども食堂等、地域での食料の提供等を担う団体の新規立上げや食品取扱量・提供数の拡大に向けた活動を支援する。	-	1,000
水産バリューチェーン事業のうち流通促進・消費等拡大対策事業	加工・流通業者等が、連携して販路開拓等の様々な課題に対処する取組等を支援。併せて、消費者への魚食普及を推進する取組を支援する。	546の内数	-
持続可能な水産加工流通システム推進事業のうち持続可能な水産物消費拡大推進事業	持続可能な水産物の消費拡大のため、こどもをターゲットとする魚食普及活動や、官民協働による水産物消費拡大の取組を支援する。	-	1,000の内数
農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策	農山漁村が持つ豊かな自然や「食」等、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し新事業や付加価値を創出する農山漁村発イノベーションを推進する取組を支援する。	9,070の内数	11,741の内数
消費者理解醸成・行動変容推進事業	食と環境を支える農林水産業・農山漁村の魅力等について、国民理解の醸成を図るための官民協働によるメディア・SNS等での情報発信及び首都圏・地方におけるシンポジウム・フェアを開催する。	64	96
みどりの食料システム戦略推進交付金のうち有機農業産地づくり推進	地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の生産から、学校給食等での利用など消費まで一貫し、事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進する取組を支援する。	696の内数	3,000の内数
みどりの食料システム戦略推進総合対策(有機農業推進総合対策事業)のうち国産有機農産物等需要拡大支援事業【令和5年度:みどりの食料システム戦略推進総合対策(有機農業推進総合対策事業)のうち国産有機農産物等バリューチェーン構築推進事業】	小売等の事業者と連携して行う国産有機農産物等の需要喚起や、有機農産物等の認知度向上、有機農業の環境保全効果を訴求する取組を支援する。	696の内数	3,000の内数

農林水産省

事業名	施策の内容	令和5年度 当初予算額 (百万円)	令和6年度 概算要求額 (百万円)
みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちみどりの食料システム戦略の理解浸透 【令和5年度:みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちフードサプライチェーンの環境配慮見える化推進事業】	みどりの食料システム戦略の実現に向けて、食料システムの関係者への環境負荷低減意識の普及・浸透とともに、生産者の環境負荷低減の「見える化」を推進する。	696の内数	3,000の内数
みどりの食料システム戦略推進交付金のうち持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策(バイオマスの地産地消対策) 【令和5年度:みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマス地産地消対策】	メタン発酵後の残渣をバイオ液肥等として地域で有効利用するための取組を支援する。	696の内数	3,000の内数
地域食品産業連携プロジェクト推進事業	地域の農林水産物を有効活用するため、地域の食品産業を中心とした多様な関係者が、それぞれの経営資源を結集するプラットフォームを設置して、地域の社会課題解決と経済性が両立する新たなビジネスを継続的に創出する仕組みの構築を支援する。	124	162
食品ロス削減総合対策事業のうち食品ロス削減等推進事業	事業系食品ロスの半減目標の達成に向け、民間事業者等が行う食品ロス削減等に係る新規課題等の解決に必要な経費を支援する。また、食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築等フードバンク活動の強化に向けた専門家派遣等によるサポートを実施するとともに、広域連携等の先進的な取組を行う団体を支援する。	140	148
マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業のうち訪日外国人対応による輸出促進連携支援事業	日本の食・食文化の魅力でインバウンドの回復・増大を図り、これを農林水産物・食品の輸出につなげる好循環の構築に向けた取組を加速化するとともに、新たな需要の開拓のため、訪日外国人及び海外消費者を中心に関心が高まっている日本の食・食文化について、より高付加価値な情報の整理・発信等に向けた取組を支援する。	80の内数	88の内数
新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうち栄養改善ビジネス国際展開支援事業	日本の食品産業等の栄養改善ビジネスの国際展開を推進するため、開発途上国、新興国現地の栄養実態や食文化・食習慣に係る調査、栄養改善ビジネスに関する事業化プロセスの実証等を支援する。また、国際機関等との連携を通じた栄養に関する国内外の情報収集・発信等を支援する。	20	26
畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策	国産飼料の着実な利用拡大により、飼料自給率の向上を図り、力強い畜産経営を確立するため、食品残さ等の未利用資源を飼料として利活用するための体制構築・実証の取組を支援する。	343の内数	—
国産飼料増産対策事業のうち単収向上型	国産飼料の増産による飼料自給率の向上を図り、足腰の強い畜産経営を確立するため、循環資源等の飼料利用を推進するための飼料製造事業者の育成や飼料製造・給与の現地実証等の取組を支援する。	—	1,589の内数

令和6(2024)年度食育関連予算概算要求額

環境省

事業名	施策の内容	令和5年度 当初予算額 (百万円)	令和6年度 概算要求額 (百万円)
食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R促進事業費	<p>学校給食から排出される食品廃棄物の3Rの実施及び当該3Rの取組を題材とした食育・環境教育活動の実施等について、地方自治体を支援する。学校において食育・環境教育を実施することは給食の食べ残し等の食品ロスの削減に資すると考えられ、食品ロス削減に関する普及啓発の観点からも、学校において食品ロス削減に係る取組を行うことは重要である。このため、学校給食から排出される食品廃棄物の3Rの実施及び当該3Rの取組を題材とした食育・環境教育活動の推進策の検討や食品ロス削減の取組の普及啓発を行い、その効果検証を行う地方自治体を支援する。</p>	152の内数	152の内数
「デコ活」(新しい豊かな暮らしを創る国民運動)推進事業	<p>脱炭素のみならず資源循環(食品ロス削減、サステナブル・ファッション等)やネイチャーポジティブの実現を目的として、デコ活応援団(官民連携協議会)を運営し、自治体・企業・団体・消費者等と連携を図りながら、デコ活を国民運動として推進する。また、国の予算を梃子に民間資金を動員し、「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを効果的・効率的に社会に実装するためのプロジェクトを実施する。</p>	0	5,000の内数

令和6(2024)年度食育関連予算概算要求額

経済産業省

事業名	施策の内容	令和5年度 当初予算額 (百万円)	令和6年度 概算要求額 (百万円)
ヘルスケア産業基盤高度化推進事業	<p>健康経営の推進・発展</p> <p>企業が従業員の健康に経営的視点から取り組む、健康経営を発展させる。具体的には、健康経営に係る顕彰制度の推進とともに、健康経営の効果検証等を行い、健康経営のすそ野拡大及び質的向上を図り、健康への投資を促進する。</p>	880の内数	1300の内数

成育医療等基本方針に基づく母子保健活動の推進

成育基本法に基づく取組の推進のための普及啓発等

令和6年度概算要求額：こども家庭推進事業委託費 32.6億円の内数（18.2億円の内数）

目的

○ 妊産婦や子ども等の成育過程にある者を取り巻く環境が大きく変化している中で、医療、保健、教育などの幅広い分野において、成育過程にある者に対して必要なサービスを切れ目なく提供することを目的として、平成30年12月に成育基本法※が成立、令和元年12月に施行された。

○ 同法を踏まえ、従来、妊産婦や子ども等に対する保健分野を主にカバーしてきた「健やか親子21」の取組を更に深化させるとともに、成育過程にある者に対し、医療、教育などの幅広い分野において横断的な視点での総合的な取組を図っていくことが必要である。

○ このため、従来までの「健やか親子21」の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野も含め、成育基本法に基づく取組を推進していくため、各自治体の母子保健事業の実施状況を把握し、成育医療等基本方針に基づく評価指標のデータを更新し、健やか親子21のサイトにて公表していくとともに、成育過程にある者など当事者も含めた社会全体に対し、効果的な普及啓発等を実施するための経費を計上。

※成育基本法：「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）

○ 母子保健に係る調査研究の成果やコンテンツ（他の事業で制作されたものを含む。）を整理の上、包括的に情報発信する。

実施主体・補助率等

◆ 実施主体：民間団体（公募により決定）

◆ 補助率：定額

◆ 事業内容：（1）専用ウェブサイトの開設・管理、健やか親子21事務局の運営等

（2）各自治体の母子保健事業の実施状況の把握、成育医療等基本方針に基づく指標のデータ更新等

（3）コンテンツの整理、情報発信

成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するため施策の総合的な推進に関する法律」(平成30年法律第104号)

※ 2018年12月14日公布、2019年12月1日施行

法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

主な内容

○基本理念

- ・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重
- ・多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
- ・居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
- ・成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを産み、育てることができると環境の整備

○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務

○関係者相互の連携及び協力

○法制上の措置等

○施策の実施の状況の公表（毎年1回）

○成育医療等基本方針の策定と評価

- ・案を作成するときは、こども家庭審議会（※）の意見を聴く
※ 令和5年3月までは、厚生労働省に設置された成育医療等協議会
- ・閣議決定により策定し、公表する
- ・少なくとも6年ごとに見直す

○基本的施策

- ・成育過程にある者・妊産婦に対する医療
- ・成育過程にある者等に対する保健
- ・成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発
- ・記録の収集等に関する体制の整備等
例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報
- ・調査研究

○都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務（努力義務）

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）（抜粋）

（教育及び普及啓発）

第十四条 国及び地方公共団体は、国民が成育過程における心身の健康に関する知識並びに妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じた成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着の形成に関する知識を持つとともに、それらの知識を活用して成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康の保持及び増進等に向けた取組が行われることを促進するため、成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康等に関する教育（食育を含む。）並びに広報活動等を通じた当該取組に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（医療計画等の作成に当たっての配慮等）

第十九条 都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画その他政令で定める計画を作成するに当たっては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとする。

2・3（略）

⇒ 政令で定める計画に、食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十七条第一項に

規定する都道府県食育推進計画が含まれる。

（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令（令和元年政令第170号）第8条第9号）

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」について

- 成育基本法第11条第1項の規定に基づく同方針については、令和2年度に策定。
- 令和5年3月に所要の改定を行い、令和5年度から令和10年度までの6年程度を1つの目安として策定。
- 成育医療等基本方針では、成育医療等の現状と課題として、「低出生体重児の割合の増加」、「学童期・思春期における全般の問題」、「食生活等生活習慣に関する課題」に栄養・食生活に関する課題が明記されるとともに、これらに関連した評価指標を設定。

ひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業の拡充）

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 164 億円の内数＋事項要求
 （162 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

○ ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもの生活の向上を図る。

2. 施策の内容

① 地域の実情に応じて、以下のアからウの支援を組み合わせて実施することができる。

ア 生活指導・学習支援

イ 居場所づくり支援（従来の「食事の提供」）

⇒こども食堂などの食事の提供や体験教室などの体験型学習のような多様な居場所の提供に活用。

ウ 連携体制整備

② 「地域こどもの未来応援交付金」からのスムーズな移行を進めるため、これまで市区町村と連携が図られていなかった事業者が自治体と連携して事業を実施した場合には、通常より高い国庫補助率を特例的に設定する。また、自治体負担の激変緩和措置も設ける。

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2（上記 2.②の場合の特例：国 2 / 3、都道府県・指定都市・中核市 1 / 3）

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4（上記 2.②の場合の特例：国 2 / 3、都道府県 1 / 6、市区町村 1 / 6）

見直し 国 2 / 3、市区町村 1 / 3 ⇒上記 2.②の場合に限り、市区町村の判断で実施できるよう、直接補助も選択可とする

【補助単価】

ア. 生活指導・学習支援

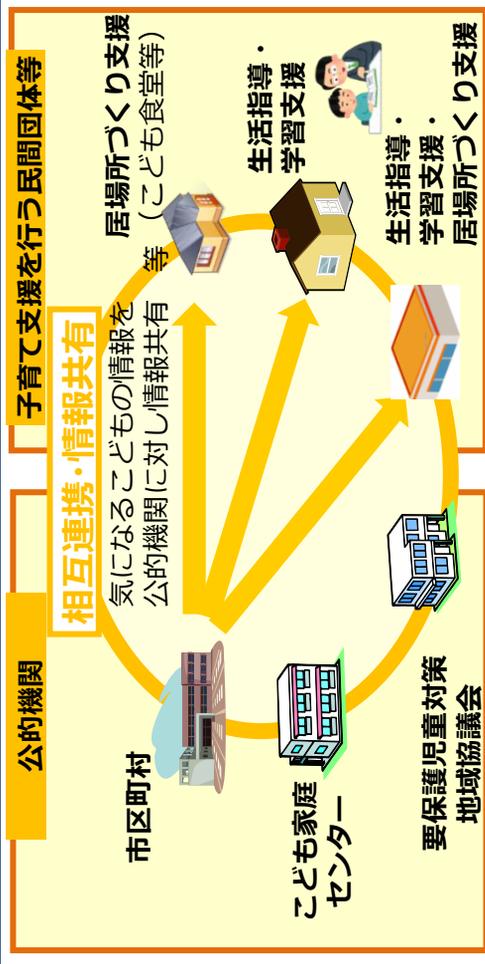
- (1) 事務費 1 か所当たり 2,746千円
- (2) 事業費（集合型） 1 か所当たり 4,898千円（週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる）
- (3) 事業費（アウトリーチ型） 1回の訪問が1日の場合 10,420円/回（半日以内の場合 6,700円）
- (4) 実施準備経費 1 か所当たり ① 改修費等 4,000千円 ② 礼金及び賃借料（実施前月分） 600千円

イ. 居場所づくり支援（従来の「食事の提供」）

- 1 か所当たり：3,500千円

ウ. 連携体制整備

- 1 実施主体当たり：453千円 → R6要求：2,912千円 拡充



食品ロス削減推進調査事業（消費者庁消費者教育推進課）

令和6年度概算要求（案）額 36百万円（令和5年度予算額 46百万円） [食品ロス削減推進調査経費]
令和6年度概算要求（案）額 1.6百万円（令和5年度予算額 1.5百万円） [食品ロス削減推進会議]

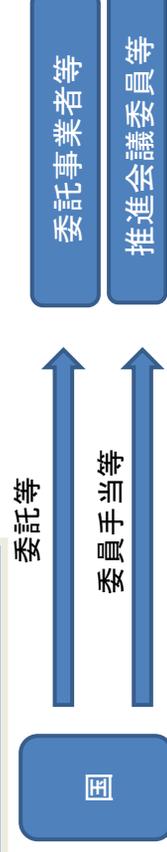
事業概要・目的・必要性

- 「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、国民がそれぞれの立場で食品ロスの削減を「我が事」として自発的に取り組んでいくようにすることが重要です。
- このため、食品ロスを削減することの重要性について、理解と関心を増進できよう、資材の提供、教育、普及啓発を推進します。
- また、食品ロスに関する実態、先進的な取組や優良事例等を広く提供できよう、情報収集や調査等を実施します。

事業イメージ

- 消費者等への普及啓発のための人材育成等
 - ・世代やライフスタイルなどを考慮しつつ、啓発すべきテーマや対象の特性に応じた資材を開発し、提供します。
 - ・地方公共団体において取組を推進できるよう、地方公共団体職員及び地域で取組を推進する人材を育成するための研修会等を行います。
- 先進的な事例や優良事例等の全国的な展開
 - ・「食品ロス削減推進表彰」を実施し、優れた取組を表彰します。
 - ・「食品ロス削減全国大会」において、消費者庁セッション等を設けるなど、地方公共団体の取組事例や推進計画の内容等を広く紹介することにより、地方における推進計画の策定を支援します。
- 諸外国における制度等の調査
 - ・海外における食品ロス削減に関する制度等の調査を行います。
- 食品ロス削減推進会議の開催
 - ・「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づく取組状況のフォローアップ等を行います。

資金の流れ



期待される効果

- 全ての都道府県及び政令市を始めとする地方公共団体において、食品ロス削減の取組を推進します。
- 事業系食品ロス、家庭系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロスを半減します。

2025年大阪・関西万博に向けた食品ロス削減実証事業（消費者庁消費者教育推進課）

令和6年度概算要望（案）額 10百万円 【新規】

事業概要・目的・必要性

○2025年大阪・関西万博について、消費者庁では、「2025年大阪・関西万博アクションプラン」に基づき、会場内において、ナッジを応用した来場者向けの啓発活動に取り組み、来場者による食品ロスの削減を図ることとなっています。

○2020年東京オリンピックでは新型コロナウイルス感染拡大により無観客で開催されており、数百万人規模の来場が見込まれる大規模イベントでの来場者向けの普及啓発の前例がないため、2025年大阪・関西万博に向けては実証を行い、最適な普及啓発方を事前に確立させる必要があります。

○なお、大規模イベントでの食品ロス削減については、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月閣議決定）」においても政府が取り組む基本的施策に位置付けられています。

事業イメージ・具体例

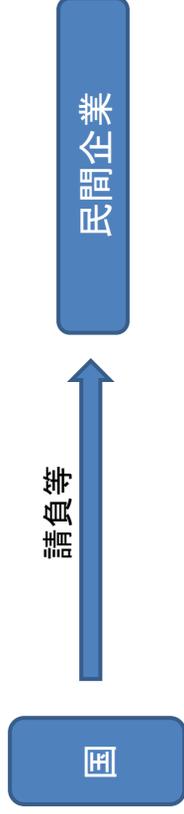
1. 実証事業の内容

- ナッジ理論を応用した消費者に対するメッセージや実証店舗における食品ロス量の計測方法を検討（複数パターン作成）
- （1）で検討したメッセージや計測方法について、実店舗を使用して効果的な手法を検証するとともに、食べ残しの持ち帰りについても検証
- （2）と同時に店舗の業種・業態等による食品ロスの傾向等を分析（店舗面積、席数、時間帯等による店舗要素別の食品ロスの原単位の設定など）

2. 実証結果の活用

- 実証で得られたデータをもとに、大規模イベントのみならず、飲食店等でも活用できる「外食産業における消費者の食品ロス削減ガイドライン」を作成
- 実証結果を踏まえて、2025年大阪・関西万博で使用する共通デザインを作成

資金の流れ



期待される効果

- 2025年大阪・関西万博においてエビデンスに基づいた消費者向け食品ロス削減普及啓発を実施し、会場内の食品ロスを削減。
- 事業で作成したガイドラインについては、今後の大規模イベントや外食産業で活用されます。

消費者安全の啓発に必要な経費（消費者庁消費者安全課）

令和6年度予算（案）額 110百万円

（令和5年度予算額 71百万円）

事業概要・目的・必要性

- 消費者庁では従前、消費者の関心が高い食品の安全性や健康食品をテーマとしたリスクコミュニケーションを実施してきた。近年では東京電力第一原子力発電所の事故を受け、食品中の放射線物質に関するリスクコミュニケーションを重点的に実施。
- 令和6年度より、食品に関する衛生規格・基準等の食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁に移管されることが決定（関連法案が令和5年度に成立）。同決定では、移管により「科学的知見に裏打ちされた啓発の推進や、販売現場におけるニーズ等の規格・基準策定に係る議論へのタイムリーな反映が可能」とし、骨太の方針でも「食品衛生基準行政の機能強化を推進」とされている。
- 他方、厚生労働省では、衛生規格・基準の策定に際し、パブリックコメントの実施に留まらず、提示資料には改正後の数値等が示されているのみで、改正理由やその根拠は明示されておらず、当該規格・基準のメリットやリスクの程度を十分に伝えうるものとなっていない。また、得られる意見も一般的かつ定性的なもの（良い、嫌いなど）に留まるのが通例。
- 近年、ゲノム編集技術応用食品や細胞農業等、食へのニーズの多様化等を背景として、これままで流通していなかった新たな食品の開発が行われる中、これらの食品を含む食品の衛生規格・基準に対する消費者等の理解の増進や信頼の構築の重要性が増加。
- さらに、いわゆる「健康食品」に対する消費者等からの関心の高さにも関わらず、厚生労働省において十分にリスクコミュニケーションを実施してこなかった。
- リスクコミュニケーションの豊富な経験とチャンネルを有する消費者庁に食品衛生基準行政が移管されることを契機として、衛生規格・基準に関する情報提供と意思疎通を強化する必要がある。

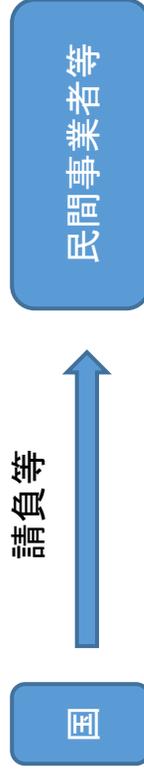
事業イメージ・具体例

- 食品に関する衛生規格・基準に関する消費者等との意見交換会の積極的な展開（具体例）
 - ・ 東京や大阪等の大消費地における消費者、生産者、事業者等との意見交換会の実施
 - ・ 大学における大学生等との意見交換会の実施
 - ・ 食に関するイベントにおける情報発信

期待される効果

- 食品の衛生規格・基準に関する消費者等の信頼構築
- 販売等現場や消費者行動の衛生規格・基準の策定へのタイムリーな反映

資金の流れ



食品衛生基準行政に係るリスクコミュニケーションの強化

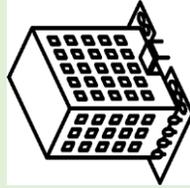
食品安全の確保のための枠組み※(リスクアナリシス)



- ・リスクコミュニケーション
リスクアナリシスの全過程において、関係者間でリスクについての情報・意見を交換
 - ・リスク評価
食品中の有害物質によって、どれくらいの確率でどの程度の健康への悪影響が起きるかを科学的に評価
 - ・リスク管理
リスク低減のための政策・措置を検討し、必要に応じ実施
- ※ 食品安全基本法に位置づけ

現状

- ・改正後の規格基準のみを提示しており、改正根拠や改正理由の説明がない。
(例：農薬インピラザムの基準値案「レタス40ppm(旧10ppm)」など)



厚生労働省

パブリックコメントによる意見の聴取のみ
(情報・意見が一方通行)



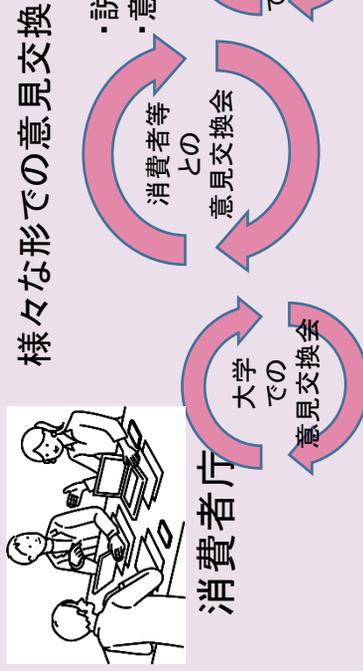
- (コメントの例)
- ・農薬等は厳しく規制すべき
 - ・誰でも分かる説明をしてほしい
 - など

問題点

- ・結果のみ示され、その過程等に対する説明がない。
- ・農薬等の使用面に係るベネフィットを伝えられていない。
- ・リスクの程度等の考え方を説明しきれていない。

↑
寄せられるコメントも定性的なものにとどまり、
理解の増進や信頼の構築に至っていない。

今後



様々な形での意見交換

- ・説明を対面で実施
- ・意見を複数回やり取り

新たに規定する規格基準が、許容できるリスクかつリスクを上回るベネフィットになっているかの議論が可能となる。



期待される効果

- 新たな食品を含む食品の衛生規格・基準に関する消費者等の信頼構築
- 販売等現場や消費者行動の衛生規格・基準の策定へのタイムリーな反映

リスクコミュニケーションの実績

テーマ	2018	2019	2020	2021	2022
食品中の放射性物質	136	111	79	99	140
健康食品	8	5	1	1	4
輸入食品	—	—	—	1	—
農薬	—	—	—	2	—
食中毒	—	—	1	1	—
食品添加物	1	1	1	1	—
その他(食品リスクの考え方等)	26	38	19	7	31
うちゲノム編集技術応用食品	—	(5)	(2)	(2)	(1)
合計(回)	171	155	101	112	175

リスクコミュニケーションの実施に当たり発生する具体的な業務

企画・立案

- ・テーマの検討
- ・関係府省(食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省)の要望の確認
- ・人々の関心を惹くコンテンツの組合せ等企画案を作成
- ・開催時期、場所等の検討
- ・庁内方針、幹部レク、クリア

関係府省庁との連絡・調整

- ・関係府省庁(経済産業省、復興庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省)とテーマ、コンテンツ、企画案を協議、専門的な内容の精査。
- ・パネリスト(外部専門家、生産者、流通業者、消費者)の選定・打ち合わせ
- ・必要に応じて関係府省の参加を依頼。



開催地との調整

- ・開催地の地方自治体と日程、場所、関係者の参加や共催や後援の有無等について調整。



リスコミの開催

- ・各開催地への出張・出席
- ・会合全体の管理責任者としてリスコミに参加する外部専門家や関係府省等との現地での連絡調整
- ・説明・司会進行
- ・委託先の準備状況の確認・指導、イベント全体の進行管理、トラブル対応

委託先業者の選定・実施内容等の調整等

- ・入札資料の作成、契約審査委員の選定
- ・契約関係手続の実施
- ・関係府省庁との調整を踏まえて内容の詳細の決定・委託先業者との調整
- ・説明資料の策定
- ・参加者の募集・広報(プレスリリース、庁幹部による会見、HP掲載等)

結果のとりまとめ・改善対応

- ・消費者の正しい理解の促進による風評影響の抑制、消費者の声の汲み上げ
- ・参加者アンケートや現場での調整の結果を踏まえた改善点の検討
- ・委託先との改善方策の導入の調整・実施
- ・結果のとりまとめ、HP掲載用広報資料の作成



リスクコミュニケーションの具体例①（令和4年度実施）

1. 一般消費者を対象とした意見交換会

- 食品の放射性物質に関する安全性をテーマとして、東京都及び大阪府において実施
- パネルディスカッション方式で意見交換を行い、ジャーナリストや研究者をパネリストとして招致
- 東京都で130名、大阪府で117名の参加がなされた。



【東京会場】



【大阪会場】

2. 被災地の食品の安全性及び魅力発信のためのイベント

- 被災地の食品の安全性及び魅力等の発信を目的として横浜及び東京においてイベントを開催
- パネル展示・動画放映、放射線測定体験、製品の試食、トークショーを通じて幅広い層の消費者に情報提供
- 横浜のイベントでは581名、東京でのイベントには1,831名の参加がなされた。



【横浜のイベントでの
パネル展示の様子】



【東京のイベントでの
体験コーナーの様子】

リスクコミュニケーションの具体例②（令和4年度実施）

3. 大学生を対象とした意見交換会

- 食品の放射性物質に関する安全性をテーマとして、産業医科大学、立命館大学、東京農業大学及び東日本国際大学において学生を対象に意見交換会を実施
- 産業医科大学で76名、立命館大学で215名、東京農業大学で147名、東日本国際大学で59名の参加がなされた。



【産業医科大学の様子】



【立命館大学の様子】

4. 子育て世代を対象としたイベント

- 子育て世代が多く集まるイベント（「学研キッズフェス2022秋」及び「Farm Love withファーマーズ&キッズフェスタ2022」）において、食品の放射性物質に関する科学的な知見の発信を目的として、パネル展示やステージ企画などを実施
- 「学研キッズフェス2022秋」では小学生を対象に、大学教授が放射線についてオンライン授業を実施。「Farm Love withファーマーズ&キッズフェスタ2022」は小学生を対象に食べ物の安全に関するクイズや放射線の測定を体験できるスタンプラリーを実施。加えて大学教授による解説やクイズを実施。
- 学研キッズフェス2022秋には831名の申込み、Farm Love withファーマーズ&キッズフェスタ2022では11,070名の参加がなされた。



【パネル展示の様子】



【測定器体験の様子】

改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、関係審議会の新設及び所掌事務の見直しを行う。

改正の概要

1. 食品衛生基準行政の機能強化【食品衛生法】

- ① 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務について、科学的知見に基づきつつ、食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項の総合調整等に係る事務と一体的に行う観点から、厚生労働大臣から内閣総理大臣（消費者庁）に移管する。
- ② 薬事・食品衛生審議会の調査審議事項のうち、食品衛生法の規定によりその権限に属せられた事項であって厚生労働大臣が引き続き事務を行うもの（食品衛生監視行政）に関しては、厚生科学審議会に移管する。

2. 水道整備・管理行政の機能強化【水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画法】

- ① 水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務について、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働大臣から環境大臣に移管する。
- ② 水道整備・管理行政であって①に掲げる事務以外の事務について、社会資本の総合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管するとともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開発局長に委任できることとする。
- ③ 災害対応の強化や他の社会資本と一体となった効率的かつ計画的な整備等を促進するため、水道を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象施設に加える。

3. 所掌事務等の見直し【厚生労働省設置法、国土交通省設置法、環境省設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法】

- ① 厚生労働省、国土交通省、環境省及び消費者庁の所掌事務並びに関係審議会の調査審議事項に係る規定について所要の見直しを行う。
- ② 国土交通省地方整備局及び北海道開発局の業務規定の整備を行う。
- ③ 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務の調査審議を行う審議会（食品衛生基準審議会）を消費者庁に設置する。

施行期日

令和6年4月1日

○ 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性 (令和4年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部決定) (抄)

I 次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能の強化

(具体的事項)

平時

- ・ 厚生労働省における平時からの感染症対応能力を強化するため、各局にまたがる感染症対応・危機管理に関する課室を統合した新たな組織として「感染症対策部 (仮称)」を設ける。新設する「日本版CDC」(後述)を「感染症対策部」が管理することとし、平時から日本版CDCや関係自治体等と一体的に連携する。あわせて、生活衛生関係の組織について、一部業務の他府省庁への移管を含めた所要の見直しを行う。

○ 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策 (令和4年9月2日新型コロナウイルス感染症対策本部決定) (抄)

4. 感染症対応能力を強化するための厚生労働省の組織の見直し

(3) 生活衛生関係組織の一部業務の移管

上記の感染症対応能力の強化とあわせて、厚生労働省から、食品衛生基準行政及び水道整備・管理行政をそれぞれ以下のとおり移管する。

① 食品衛生基準行政の消費者庁への移管

食品安全行政の司令塔機能を担う消費者庁が、食品衛生に関する規格・基準の策定 (これまで厚生労働省が所管) を所管することで、食品衛生についての科学的な安全を確保し、消費者利益の更なる増進を図る。

これにより、科学的知見に裏打ちされた食品安全に関する啓発の推進や、販売現場におけるニーズ等の規格・基準策定に係る議論へのタイムリーな反映が可能となるほか、国際食品基準 (コーデックス) における国際的な議論について、消費者庁が一体的に参画することが可能となる。

② 水道整備・管理行政の国土交通省及び環境省への移管

水道整備・管理行政における現下の課題である、水道事業の経営基盤強化、老朽化や耐震化への対応、災害発生時における早急な復旧支援、渇水への対応等に対し、国土交通省が、施設整備や下水道運営、災害対応に関する能力・知見や、層の厚い地方組織を活用し、水道整備・管理行政を一元的に担当することで、そのパフォーマンスの一層の向上を図る。

さらに、環境省が、安全・安心に関する専門的な能力・知見に基づき、水質基準の策定を担うほか、水質・衛生にかかわる一部の業務について、国土交通省の協議に応じるなど、必要な協力を行うことで、国民の水道に対する安全・安心をより高める。

25 (4) 上記 (1) ~ (3) については、次期通常国会に必要な法律案を提出し、(1) (3) については令和6年度の施行、(2) については令和7年度以降の設置を目指す (感染症等に関する科学的知見の基盤整備は、感染症法等の改正も反映させつつ早期に取り組む。)

消費者教育充実・推進事業（消費者庁消費者教育推進課）

令和6年度概算要求（案）額 59百万円（令和5年度予算額 68百万円） [消費者教育充実・推進事業]
令和6年度概算要求（案）額 6.7百万円（令和5年度予算額 6.7百万円） [消費者教育推進会議]

事業概要・目的・必要性

- 「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、対象領域及びライフステージに対応した消費者教育を総合的に推進するための環境整備を行います。
- エシカル消費（人・社会・環境等に配慮した消費行動）の考え方や行動が広がるよう、普及啓発を行います。

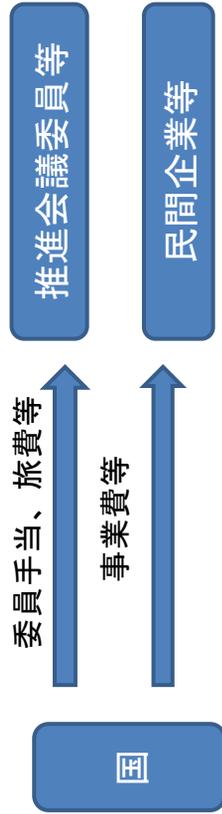
事業イメージ・具体例

- 消費者教育推進会議（審議会）の開催
- ・消費者教育の総合的・体系的かつ効果的な推進のために、委員相互の情報交換及び調整を行います。
- ・改定された基本方針を踏まえて、社会のデジタル化に対応した消費者教育、体系的な消費者教育推進のための体制整備、消費者市民社会の実現に向けた消費者教育について議論を行います。

事業イメージ・具体例

- 成年年齢下げに対応した若年者への消費者教育の推進
- ・令和4年4月の成年年齢下げ後における消費生活相談の内容等も踏まえながら、消費者被害防止に向けて、若年者等に対し、その特性に応じた情報を直接的に届けるとともに、実践的な消費者教育を推進します。
- 事業者における消費者教育の推進
- ・切れ目ない消費者教育の機会を提供するため、事業者の若年から壮年、退職期までの従業員を対象として消費者被害の防止とSDGs等の観点を取り入れた消費者教育の研修の実施を促進します。
- エシカル消費に関する調査及び教育の推進
- ・地方公共団体や民間団体によるエシカル消費に関する普及活動の調査や効果的な啓発手法の開発を実施するとともに、先進事例等を紹介する機会の充実を図るため、各種イベント等への積極的な参画等、情報発信の取組を強化します。
- ・エシカル消費に関する教材を自治体や学校等で活用してもらえよう働きかけを行うとともに、職員による出前講座等を実施し、全国への普及に取り組みます。
- ・エシカル消費の実践度向上に向けて、消費者の行動変容につながるより効果的な啓発手法を生み出すための調査を行います。

資金の流れ



期待される効果

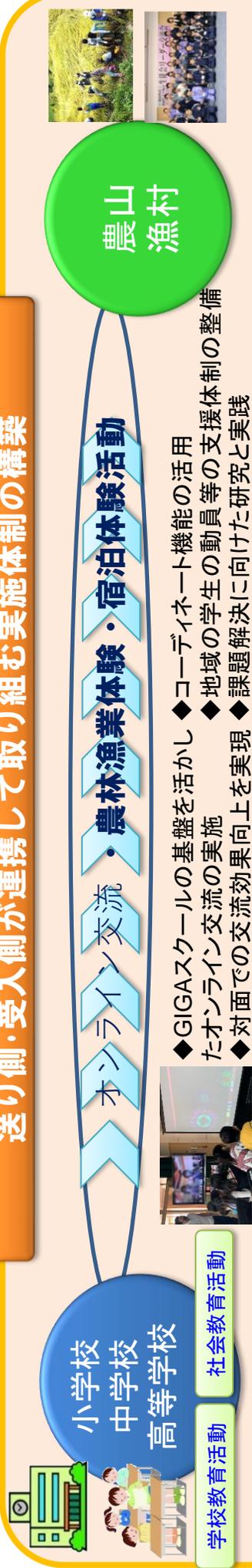
- 「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、消費者と事業者との間の情報の質、量及び交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、自主的、合理的に行動することができる自立した消費者を育成します。
- エシカル消費の普及促進を通じて、消費者・事業者が公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画するよう促します。

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

R6概算要求額：18百万円
(R5予算額：18百万円)

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりや心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業を実施。また、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「子供の農山漁村体験交流計画」策定を支援するモデル事業を実施。
- GIGAスクール・自治体DXによる情報通信環境整備の進展等を踏まえ、対面での交流効果をより高めるためのオンライン交流を支援。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、文部科学省、農林水産省、環境省の主催によるセミナーを開催。

送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築



■子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを全国各地で開催。

■体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかける課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組み地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

【モデル事業対象経費の例】

- ・外部有識者等の旅費・謝金
- ・研修・会議に要する経費
- ・関係団体との調整に要する経費
- ・外部研修受講に係る受講料、旅費
- ・印刷製本費
- 等

■子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
<ul style="list-style-type: none"> ・コーデネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上り料 ・補助員等への謝金 ・子供、教員、補助員等に係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 (調整費、運営費、謝金、特産品の交換) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・コーデネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上り料 ・指導員、NPOスタッフへの謝金 ・子供、教員、補助員等、指導者、NPOスタッフに係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 ・受入体制の整備に係る経費 等

在外公館文化事業<和食>

目的：世界的な「和食ブーム」及び我が国の伝統的食文化としてのユネスコ無形文化遺産登録を踏まえ、現地ニーズに応じた専門家によるレクチャー・デモンストレーション等を通じて、我が国の食文化の魅力の効果的に発信。

事業概要：本邦のトップレベルの専門家や近隣国の料理人等を、現地における日本食の浸透度、食文化の洗練度等に応じて柔軟に派遣。

期待される効果：和食を通じて、我が国の文化の魅力の効果的に発信することにより、良好な対日イメージを形成。



日本食文化（郷土料理）発信 中国（広州市） （令和4年3月）

- 福岡県出身の「日本食普及の親善大使」による和食文化発信事業を実施。
- 福岡の観光資源や特産品等の紹介、郷土料理のレクデモ及び調理体験を実施、インターネットライブ中継したところ、34万人が視聴。
- イベントで紹介した福岡の特産品や商品がどこで買えるのか等の質問が多く寄せられ、新たな親日層の開拓及び対日関心の向上に寄与した。



和食セミナー is back! 2022 インド（ベンガルール市） （令和4年11月）

- 現地日本食レストランのシェフによる和食レクデモ、魚の解体ショー等をステージ上で実施。会場内には、日本酒紹介・試飲ブースや屋台等を設置し、日本食の体験、和食文化の発信を行った。
- 参加者数は、約2,000人。現地メディアでの報道に加え、SNSでの情報発信にね、リーチ数は、約16,000件、「いいね」は、約600件を記録。
- 現地市民の和食への高い関心を受け、関係者からは、関連事業の継続的な実施への希望と協力の意向が示された。



和食月間 フランス（リヨン市） （令和5年2月）

- 「リヨン国際美食館」にて和食に特化した事業を集中的に実施。寿司、和菓子、日本酒等を切り口に和食文化の講演と試食・試飲等を行った。
- 期間を通じて全体の来場者数は、7,500人、事業については、現地メディア39件、日本メディア5件で紹介された。
- 現地での和食への理解・関心が高まり、日本産品の輸出促進、インバウンド需要の開拓・促進に資する事業となった。

- ▶ 海外向けグラフィック日本事情発信誌「にぽにか」の在外公館を通じた配布
- ▶ 映像資料「ジャパン・ビデオ・トピックス」における日本の食文化や日本文化の紹介



令和4年度は「日本の食で健康になる」と題した特集号を発行

にぽにか

美しい写真を多用した日本事情発信誌を年2号制作し、日本の社会・文化・流行等を紹介。毎月「召し上がれ、日本」という連載等、「食」についても発信。

在外公館において、定期配布のほか広報文芸事業や学校訪問の際にも活用。



正月を彩る餅
～雑煮と花餅～



美味しく食べきる！～
食料廃棄に挑む最新
技術～



食育～食を通じた学び～

ジャパン・ビデオ・トピックス

日本の社会、文化、流行等のさまざまな側面を分かりやすく紹介するビデオクリップ。日本の「食」についても発信。毎年、100局以上の海外テレビ局による放映の他、在外公館による上映、貸出し等にも利用。

学校給食地場産物・有機農産物使用促進事業

令和6年度要求・要望額

43百万円

(前年度予算額

45百万円)



文部科学省

背景

学校給食における地場産物の活用は、①子供たちが身近に実感をもって地域の自然や環境、食文化、産業について理解を深めたり、②生産者や生産過程を理解し、食べ物への感謝の気持ちを抱くことができるなど、教育的意義を有するものである。政府の食育推進基本計画においても、学校給食における地場産物における地場産物の活用目標を掲げており、取組を推進する必要がある。また、みどりの食料システムの確立に向け、学校給食への有機農産物の活用やそれを通じた環境負荷低減に係る理解を促す食育の実施が求められていることから、学校給食に有機農産物を活用する際の課題解決に向けた支援を拡充する必要がある。

課題

- ・ 域内で必要な量の確保が難しく、定期的に生産者へ生産状況を確認したり、関係者間で協議を行う必要がある。また、一般的に流通している食材に比べるとコスト面でも課題がある。
- ・ サイズが不揃いであったり変形しているなどで学校給食用の納入規格に合わない。学校給食で使用するために、生産者に加工済みの食材を納入してもらうか、調理場において加工用の調理器具を使用する必要がある。

事業概要

補助対象経費：諸謝金、人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、図書購入費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費 等

実施主体：地方公共団体 補助率：1/3（上限無し） 事業開始年度：令和3年度

課題解決のための支援例

これから学校給食に有機農産物を使用したい！

今も学校給食に地場産物を使えているけど、もっと使用率を上げられないかな？

○市町村内での仕組みづくりを担うコーディネーターの配置に必要な経費

→退職した栄養教諭や自治体職員、地域おこし協力隊員など、地域の実情に応じた適任者を配置可能

○関係者による協議会等の開催に必要な経費

○調理に必要な備品の購入経費

→地場産物・有機農産物を学校給食に使用しやすくするための調理器具の購入

○一次加工にかかる経費

→そのままでは活用が難しい食材を生産者側で加工して納品してもらうことで、給食での活用が可能に

○新たなメニュー開発にかかる経費

→メニュー検討にあたって使用する食材などの購入

教育的な観点からこの事業も活用しよう！

○子供たちが農村部に行き、田植え・収穫体験等を行う際にかかる経費

○学校へ生産者等を招いて出前授業を実施する際にかかる経費

成果

- 学校給食における地場産物・有機農産物の使用を促進するための補助を行い、全国における使用率の上昇につなげる。
- 学校給食における地場産物・有機農産物の安定的な生産・供給体制を構築するとともに、地域の食文化、食に係る産業や自然環境の語沢、環境負荷低減等についての子供の理解促進につなげる。



食の指導改善充実事業

背景

- ・ 社会環境が大きく変化した現代において、児童生徒が健全な食生活を実践することの困難な場面が増え、食に関する健康上の課題が多様化。
- ・ 食料安全保障の問題や地球温暖化をはじめとする環境問題、食品ロス問題など、食に関する現代的な課題も山積。
- ・ 栄養教諭を中核とした学校における食育を通じ、児童生徒に対し、食に関する正しい理解や適切な判断力、望ましい食習慣を身に付けさせることが大変重要。

事業① 食に関する健康課題対策支援事業 27百万円 (27百万円)

課題

児童生徒の食に関する健康課題を対処するには、栄養に関する専門的な知識を有する栄養教諭が中心となって学校において個別指導に取り組んでいく必要があるものの、その取組の実態は、栄養教諭の資質・能力や個別指導の重要性に対する認識の違いによりバラつきがある。

事業概要

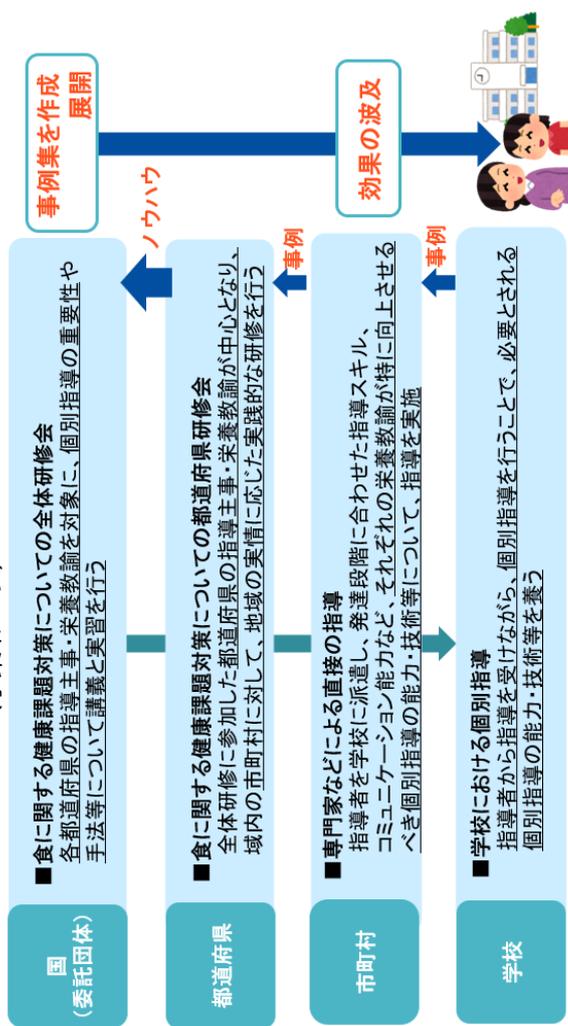
栄養教諭の食に関する個別指導力を一層向上させるため、**個別指導の重要性や手法等についての研修会**を実施するほか、**専門家等を学校に派遣し、個別指導に必要とされる資質・能力を身に付けられるよう、栄養教諭に対して直接指導・助言**を行う。

成果

- ・ 指導を受けた栄養教諭の**食に関する個別指導力の一層の向上**。
- ・ 各都道府県の成果報告書により個別指導のノウハウを収集し、**成果を全国へ展開すること**で、**全国的に個別指導力の底上げを図る**。

委託先：民間団体等
委託箇所数：1箇所
対象経費：研修会開催や指導助言に必要な謝金・旅費、事例集作成のための印刷製本費等
事業開始年度：令和5年度

(事業イメージ)



事業② 食の指導改善充実に向けた検討 6百万円 (新規)

課題

- ・ 食に関する諸課題について、児童生徒が興味・関心を持ち、課題を自分事として捉え、解決していくとするとする態度を育むことが重要。
- ・ 食に関する指導の質の向上を図るため、教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っていくカリキュラム・マネジメントの充実が必要。

事業概要

食に関する現代的な課題を踏まえた食に関する指導が行えるよう、**児童生徒用教材の改訂を行うとともに、検討委員会を設置し、食に関する指導の評価の在り方について検討**を行う。

成果

児童生徒が**食についての正しい知識や適切な判断力**を身に付け、**食に対する意識の向上**を図る。

地域における家庭教育支援基盤構築事業

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

0.8億円
0.7億円



文部科学省

背景・課題

- こと家庭庁が設置され、子供の学びや育ちを家庭を含めた社会全体で支援することが求められる。
- 約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている
- 地域において子育ての悩みを相談できる人は約3割
- 不登校の増加(約24万人)、家庭の孤立化による児童虐待(約21万件)のリスク増

① 身近な地域において、保護者の悩み・不安を解消できる家庭教育支援チームを構築する必要がある。
 ② 家庭教育支援チームにおいて、3～4割がアウトリーチ型支援を実施しているが、人材・予算の確保が課題となっている。

事業内容

① **地域の実情に応じた家庭教育支援の促進 (継続)** [68百万]

地域において人材の発掘・リーダーの養成等により家庭教育支援チームを組織化し、保護者への学習機会や情報の提供 等を実施。

→ R6 目標： **1,000チーム**

② **個別の支援が必要な家庭への対応強化 (継続)**

① に加えて、特に個別の支援が必要な家庭に対し、地域から孤立しないよう、専門人材も活用し、個々の状況に寄り添いながら、

- 相談対応や情報提供を実施。[11百万]
- 地域人材の資質向上のための研修の実施。[2百万]

→ R6 目標： **100チーム**

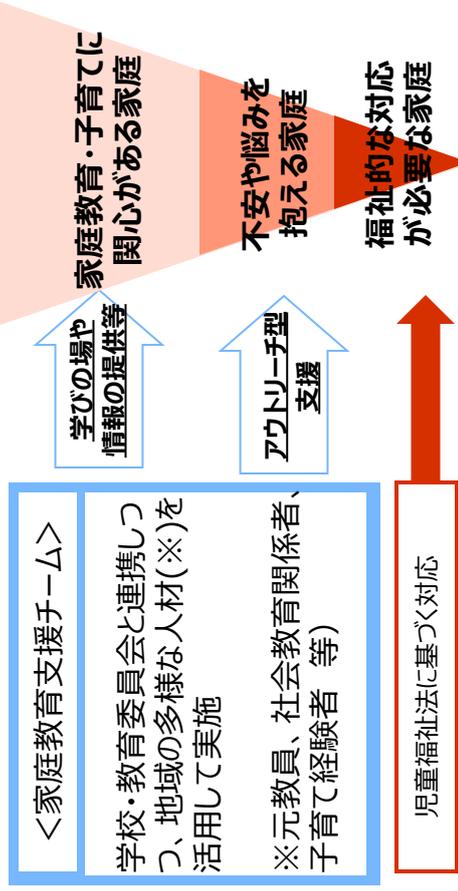
- 事業開始：平成27年度～

骨太の方針2023 (令和5年6月16日閣議決定)

4. 包摂社会の実現
(孤独・孤立対策)

日常の様々な分野で緩やかになつなかりを築ける多様な「居場所」づくりなど孤独・孤立の「予防」、アウトリーチの取組、社会的処方の活用、ひきこもり支援、新大綱に基づく自殺総合対策など重点計画の施策を着実に推進する。

<子育て家庭>



アウトプット (活動目標)

- ・ 家庭教育支援チームを1000チーム設置。
- ・ チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

アウトカム (成果目標)

保護者の不安や課題等への早期対応が可能になり、身近な地域に家庭教育の悩みを相談できる人がいる保護者の割合が改善する。(R3:29.9%)

インパクト (国民・社会への影響)

- ・ 家庭・学校・地域との連携・協力の下、社会全体で子供たちの教育を支える環境を構築。
- ・ 保護者の子育て環境により子供たちが家庭で受ける教育について左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～Schools for the Future～

令和6年度要求・要望額

2,097億円
+ 事項要求

(前年度予算額)

687億円)



文部科学省

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**省長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減**に向けて**計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

① 新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・共用化・集約化



老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備



激甚化・頻発化する災害への対応



台風で屋根が消失した体育館

避難所としての防災機能強化



バリアフリートイレの整備

② 防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等

1 新しい時代の学校施設

公立学校施設の整備

2 国土強靱化

3 脱炭素化

他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備

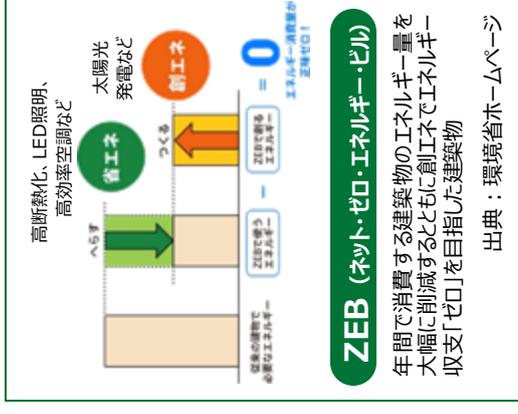


柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現



③ 脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化
(高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等)
- 木材利用の促進 (木造、内装木質化)



単価改定

物価変動の反映や標準仕様様の見直し等による増
対前年度比+19.4%
 小中学校校舎 (鉄筋コンクリート造) の場合
 R5:268,300円/㎡ ⇒ R6:320,400円/㎡

制度改正
学びの多様化学校 (いわゆる不登校特例校) や夜間中学として
 小中学校等を設置する自治体に対する施設整備に係る**支援の拡充**
 (廃校や余剰教室等の既存施設を改修して活用する場合における
 新しい支援メニューの創設: **補助率1/2**)

具体的な支援策

伝統文化親子教室事業

令和6年度要求・要望額 2,568百万円
 (前年度予算額 1,489百万円) **文化庁**

現状・課題

次代を担う子供たちに対して、茶道、華道、和装、囲碁、将棋、五節句等の伝統文化・生活文化・国民娯楽（以下「伝統文化等」という。）を継承・発展させるため、計画的・継続的に体験・修得できる機会を地域偏在を解消しつつ提供する。将来にわたり子供たちが文化芸術に継続して親むむことができる機会を確保することにより、子供たちの豊かな心や文化的な伝統を尊重する心の育成を図り、創造力と感性を備えた豊かな人間性を涵養する。過疎化や少子高齢化等の社会状況を背景として、地域の伝統行事や芸能の担い手が減少し、継承が困難となっている状況に鑑み、これらを支える人材の育成等に繋げる。

事業内容

子供たちが親とともに、地域の茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化・生活文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組や、伝承者養成に直結する取組を支援



国見町伝統文化親子体験フェスタ
 (地域展開型)



戸塚書道①親子教室
 (教室実施型)

地域展開型

(体験機会の提供・幅広い参加を促す)

地域展開型 1,164百万円 (159百万円) [拡充]

- ・実施主体：地方公共団体及び地方公共団体を中心とする実行委員会等
- ・事業開始年度：平成30年度

地方公共団体 16団体× 5百万円

29団体× 5百万円

実行委員会等 4団体×11百万円

56団体×16百万円

教室実施型・統括実施型

(修得機会の提供・継続的实施)

教室実施型 1,016百万円 (1,040百万円)

- ・実施主体：伝統文化等に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等
- ・事業開始年度：平成26年度

統括実施型 197百万円 (197百万円)

- ・実施主体：統括団体等
- ・事業開始年度：令和3年度

伝承者養成直結型【新規】

(伝統文化等の確実な継承・発展)

伝承者養成直結型 27百万円【新規】

- ・実施主体：伝統文化等に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等
- 3地域（東京・大阪・沖縄等）× 9百万円
- ・事業開始年度：令和6年度

- 審査経費等 163百万円 (92百万円)
- 審査業務のほか、教室に参加した子供や保護者、指導者を対象に事業実施について調査等を行う。

アウトプット (活動目標)

事業実施団体数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教室実施型	3,800	3,500	3,500
統括実施型	15	15	15
地域展開型	40	45	105
伝承者養成直結型	-	-	1~3

短期アウトカム (成果目標)

伝統文化等を体験する子供の数の増加

- 教室実施型 70,000人
- 統括実施型 7,400人
- 地域展開型 4,500人
- 伝承者養成直結型 50人 (令和5年度見込)

中期アウトカム (成果目標)

○ 教室実施型・統括実施型
 伝統文化親子教室事業に参加した子供の意識が肯定的に変化するを目指す。

- 地域展開型
 地域展開型の実施によって協働した団体の数を増加させる。

長期アウトカム (成果目標)

○ 教室実施型・統括実施型・伝承者養成直結型
 参加した子供が伝統文化等に関する活動等、継続的に伝統文化等に携わっていることを目指す。

- 地域展開型
 参画した指導者、保護者、子供の数の増加

担当：参事官 (生活文化創造担当)

事業目的

昭和61年度より開催。各種の文化活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供するとともに、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典を実施。観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、文化により様々な価値を生み出す。

事業内容

◇開会式・閉会式

◇分野別フェスティバル

全国各地の郷土芸能、合唱、吹奏楽、オーケストラ、演劇、舞踊、邦楽、文芸、美術及び茶道、華道などの生活文化等の分野ごとに、県や全国規模の文化関係団体等から推薦された団体等を中心にした公演及び分野別の展示・展覧会を実施。

◇国際交流事業

文化団体等の海外招へい・海外派遣による相互交流により、多様な日本文化を発信。

◇シンポジウム

アマチュア文化活動、地域文化活動等を含めた日本文化の動向及びその振興のあり方について広く国民の関心を喚起。

※ 天皇陛下4大行幸啓の1つ。

令和5年度 石川県

令和6年度 岐阜大会 令和6年10月14日（月）～11月24日（日）

令和7年度 長崎県



開会式（美ら島おきなわ文化祭2022）

アウトプット（活動目標）

- ・分野別フェスティバルの開催 27件
- ・地域文化を生かした芸術公演・発表・展示 86件

短期アウトカム（成果目標）

- ・国民文化祭の来場者が文化芸術に親しむ機会となったと回答した割合が過去3回平均より増加していることを目標とする

長期アウトカム（成果目標）

- ・国民の誇りとして「文化・芸術」が挙げられている割合を維持する

厚生労働省における食育関連主要事業について

食育推進基本計画

第3 食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進
→ 国民健康づくり運動
「健康日本21」の推進
・ 8020運動・口腔保健推進事業
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進
→ 食品に関する情報提供や
リスクコミュニケーションの推進

国民健康づくり運動「健康日本21」の推進予算

【令和6年度概算要求額(案) 919百万円】

〈主要事業〉

□ 健康寿命の延伸を目指した「健康日本21」の推進

- 健康日本21推進費 〈166百万円(166百万円)〉
- 健康日本21分析評価事業 〈38百万円(38百万円)〉

□ 科学的根拠に基づく基準等の整備

- 国民健康・栄養調査の実施に係る経費 〈354百万円(221百万円)〉
- 食事摂取基準関連経費等 〈30百万円(30百万円)〉

□ 管理栄養士等の養成・育成、地域における栄養指導の充実

- 管理栄養士等の資質確保、向上 〈95百万円(92百万円)〉
- 糖尿病予防戦略事業 〈37百万円(37百万円)〉

□ 東京栄養サミットを契機とした食環境づくりの推進

- 活力ある持続可能な社会の実現に資する栄養・食生活の推進事業〈70百万円(55百万円)〉
- 東京栄養サミットを契機とした国際貢献に向けた調査事業 〈44百万円(47百万円)〉

国民や企業への健康づくりに関する新たなアプローチ



<スマート・ライフ・プロジェクト> 参加団体数 8,094団体 (R5.3.31現在)

- 背景：高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診等により生活習慣病等を始めとした疾病を予防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが重要である。
- 目標：「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進。個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

<事業イメージ>

厚生労働省



<健康寿命をのばそう！アワードロフィー>

- 企業・団体・自治体への参画の呼びかけ
- 社員・住民の健康づくりのためのリーフレットやポスターの提供
- 大臣表彰「健康寿命をのばそう！アワード」
- 「健康寿命をのばそう！サロン」による参画団体の交流と好事例の横展開
- 「いきいき健康大使」による、各種イベントでの健康づくりの呼びかけ

企業・団体
自治体

・メディア
・外食産業



・フィットネスクラブ
・食品会社
等



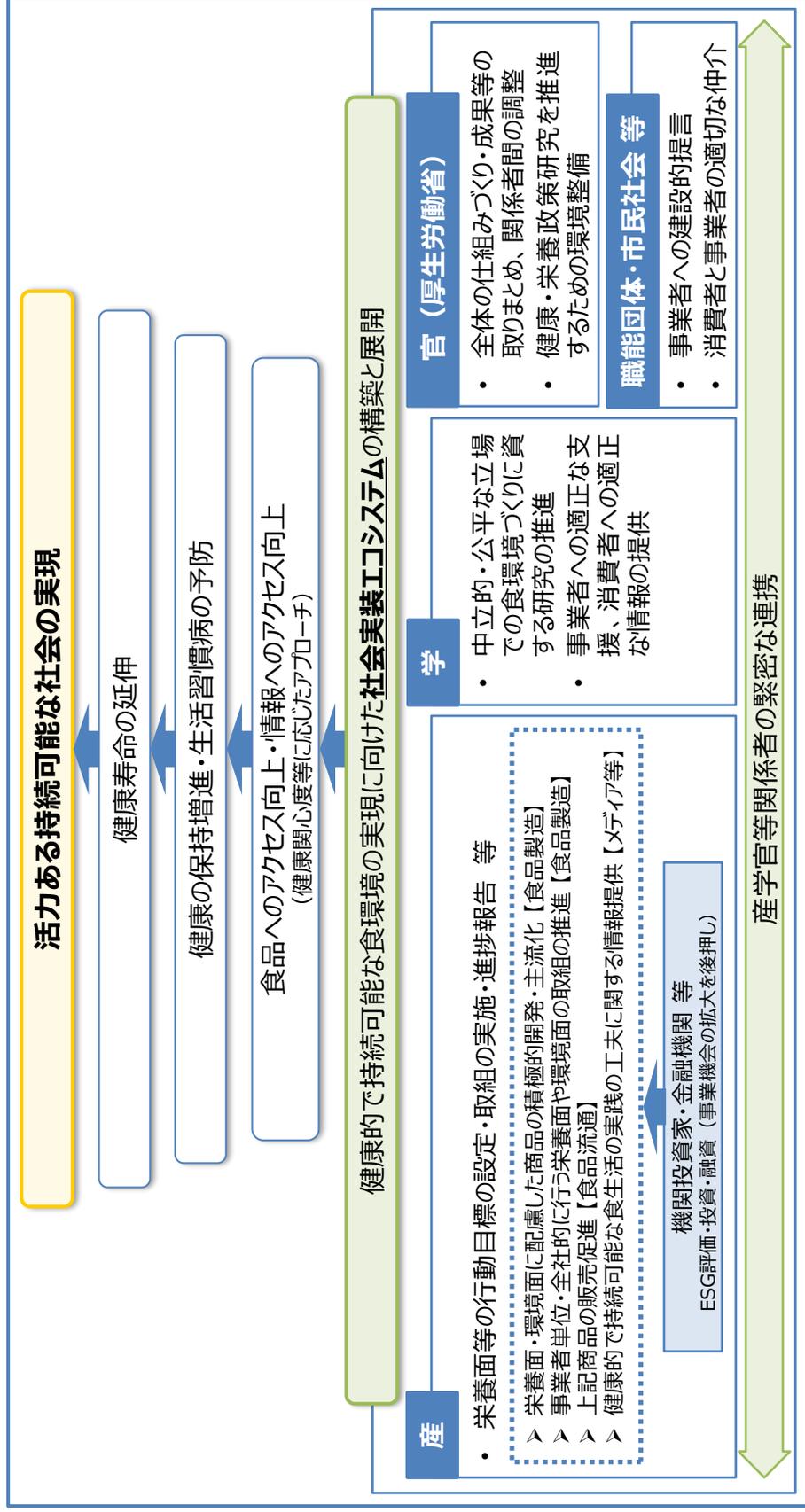
社員・住民の健康づくり、禁煙や受動喫煙防止の呼びかけ、検診・健診促進のためのポスター等による啓発 → 社員・住民の健康意識の向上・促進

社内啓発や消費者への啓発活動に利用するロゴマークの使用（パンフレットやホームページなど）
→ 企業等の社会貢献と広報効果

社会全体としての国民運動へ

健康的で持続可能な食環境づくりの日本モデルを、世界に向けて発信・提案～ ～誰一人取り残さない食環境づくりの日本モデルを、世界に向けて発信・提案～

- 厚生労働省は、有識者検討会※1報告書（2021年6月公表）及び東京栄養サミット2021（2021年12月開催）を踏まえ、産学官等連携※2による食環境づくりの推進体制として、「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を2022年3月に立ち上げ。
 - ※1 自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会 ※2 「産」は、食品流通事業者、食品製造事業者、メディア等、多様な業種を含む。
- 本イニシアチブは、「食塩の過剰摂取」、「若年女性のやせ」、「経済格差に伴う栄養格差」等の栄養課題や環境課題を重大な社会課題として捉え、産学官等の連携・協働により、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを展開。**日本はもとより、世界の人々の健康寿命の延伸、活力ある持続可能な社会の実現を目指す。**



8020運動・口腔保健推進事業

令和6年度概算要求額 12億円 (11億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定されている歯科口腔保健施策を総合的に推進するための「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項」(平成24年度制定)に基づき、各地域において様々な取組が実施されている。
- 令和6年度より、「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項(第2次)」が開始され、地域における歯科健診やフッ化物物所応用等、う蝕予防対策、歯科関係職種等の養成等の歯科口腔保健施策の推進に関する取組を今まで以上に実施することが求められている。
- また、「骨太の方針2023」において、「生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)に向けた取組の推進」も含めた、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むとしていること踏まえ、自治体における歯科口腔保健の推進のための体制の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

1. 8020運動推進特別事業

歯科口腔保健の推進のために実施される歯科保健医療事業(都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く)に必要な財政支援を行う(平成12年度から実施)。(実施主体:都道府県)補助率:1/2相当定額

- 1) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するため必要な事業
 - ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
 - イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
 - ウ その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

【事業実績】

元年度46箇所、2年度44箇所、3年度44箇所、4年度45箇所

3. 歯科口腔保健支援事業【拡充:ライフステージ別に効果的な普及啓発を実施】

国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発等を行う。

- 【実施主体:株式会社等】
- ・ 歯科疾患予防等に資する動画等の作成・公開
 - ・ マスメディア等を活用した効果的な普及啓発の実施
 - ・ セミナー、シンポジウム等の開催等



2. 都道府県等口腔保健推進事業【一部拡充】

「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、歯科口腔保健の取組を進めるため実施される歯科保健事業を行う(平成25年度から実施)。

【実施主体:都道府県、政令市、特別区、市町村】(※補助メニューによって異なる)補助率:1/2→1/2相当定額

- 1) 口腔保健支援センター設置推進事業
 - 【事業実績】元年度43箇所、2年度46箇所、3年度46箇所、4年度49箇所
- 2) 口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - I 歯科疾患予防等事業【拡充:都道府県・保健所設置市の補助単価の見直し】
 - ① 歯科疾患予防事業【都道府県・保健所設置市については1,211千円→1,782千円】
 - ② 歯科健診事業
 - II 食育推進等口腔機能維持向上事業

- II 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進事業【拡充:都道府県・保健所設置市の補助単価の見直し】
 - ① 歯科保健医療推進事業【都道府県・保健所設置市については1,069千円→2,001千円】

- III 歯科医療技術者養成・口腔機能管理等研修事業
- IV 歯科口腔保健推進体制強化事業
 - 調査研究事業

- ① 歯科口腔保健調査研究事業
- ② 多職種連携等調査研究事業

【事業実績】 I 元年度66箇所、2年度104箇所、3年度163箇所、4年度200箇所
II 元年度65箇所、2年度53箇所、3年度64箇所、4年度70箇所

1. 意見交換会

食品中の放射性物質、輸入食品の安全性確保、健康食品などをテーマに意見交換会を開催



2. リーフレット等の作成

食品安全全般、食中毒予防（有毒植物、カンピロバクター、リステリア等）について、一般国民向けのリーフレットや動画等を作成



3. ホームページ

厚生労働省ホームページ「食品」において、緊急情報やトピックス、施策別の詳細な情報やパンフレット・リーフレットを提供・公開



4. Twitter

厚生労働省の食品衛生行政に関連する情報を積極的に発信



厚生労働省
食品安全情報
Twitter



@Shokuhin_ANZEN

○ 消費・安全対策交付金のうち 地域での食育の推進

【令和6年度予算概算要求額 2,485(2,006)百万円の内数】

＜対策のポイント＞

第4次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進します。その際、農林漁業体験機会の提供の取組に加えて他の取組も行う食育活動を優先的に支援します。

＜事業目標＞

食育推進基本計画の目標の達成

＜事業の内容＞

- 1. 食育を推進するリーダーの育成**
地域で活躍する食育推進・食文化継承・農業体験リーダー等の育成やその活動促進を支援します。
- 2. 農林漁業体験機会の提供**
食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験の提供に向けた検討会開催や体験機会の提供を支援します。
- 3. 地域における共食の場の提供**
地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチング等により、多世代交流や子ども食堂等の共食の場の提供を支援します。
- 4. 学校給食における地場産物活用の促進、和食給食の普及**
学校給食に地場産物を使用するための生産者とのマッチング、献立の開発・試食、食育授業を支援します。
- 5. 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上**
環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上に向けて、意識調査、セミナーの開催等を支援します。
- 6. 食品ロスの削減**
食品ロスの削減に向けた消費者の意識調査や飲食店等と連携した啓発資料の配付やセミナーの開催を支援します。
- 7. 地域食文化の継承**
地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。

(注) シンポジウム、展示会、交流会等の開催
食育の推進に係るシンポジウム等の開催、食育の課題解決に向けた交流会、セミナー等の開催を支援します。この取組は、1～7の取組を行った上であわせて支援することができます。



＜事業イメージ＞

目標（食育推進基本計画の目標のうち農林漁業体験機会の提供等当省関連）

- ・食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えていく国民を増やす

目標の達成に資する
地域の取組を支援

支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供



地域における共食の場の提供



地域食文化の継承



- ・食生活の改善や食文化等に対する意識の向上、
- ・地場産食材の活用割合の増加等

食育推進基本計画の目標達成(令和7年度)を目指す

【お問い合わせ先】 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-3502-5723)

○ 食育活動の全国展開事業

【令和6年度予算概算要求額 76 (65) 百万円】

＜対策のポイント＞

第4次食育推進基本計画に基づき食育推進全国大会の開催や、食育活動の優良事例の情報発信、食料の生産から消費等に至るまでの食の循環の理解向上のためのデジタルツールの開発・普及等を行うことで、食育の全国展開を図ります。

＜事業目標＞

食育に関心を持っている国民の割合90%以上（第4次食育推進基本計画〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 食育推進全国大会、食育活動表彰、食育に関する意識調査等

食育推進全国大会、食育活動の優良事例の表彰等を行い、食育の全国展開を図るとともに、食育の推進状況を把握するための意識調査等により、国民のニーズや特性を調査分析し、より効果的な食育推進方策の検討を行います。

60 (65) 百万円

第4次食育推進計画に基づき、食育を着実に推進

- 国民の食育に対する理解を深めるため、地方公共団体との共催により食育推進全国大会を開催
- ボランティア活動、教育活動又は農林漁業、その他の事業活動を通じて食育を推進する優れた取組を表彰

食育推進 全国大会 食育活動表彰

2. 食料の生産から消費等に至るまでの食の循環の理解向上のためのデジタルツールの開発・普及

16 (-) 百万円
生徒・児童が食料の生産から消費等に至るまでの食の循環において、生産者を始めとして多くの人々の苦労や努力に支えられていることを実感できる動画を作成し、教育現場での普及・活用を図ります。

食育に関する 調査・分析、 事例収集

- 事例を収集し、食育白書の特集に記載するとともに食育を実践している方々へ情報提供
- 第4次食育推進基本計画の取組状況調査、分析

＜事業の流れ＞



国

民間団体等

食の循環の理解 向上のための 普及・啓発

- 農産物等の生産から食卓等に至るまでが分かる動画を作成し、教育現場に提供
- 食の循環を学べるポータルサイトを作成

○ 食品アクセス確保対策推進事業

【令和6年度予算概算要求額 200(一)百万円】

<対策のポイント>

それぞれの地域における円滑な食品アクセスの確保に向けて、当該地域の食に関する関係者が連携する体制を構築し、課題解決のためのモデル的な取組を行う地域を支援するとともに、先進的な事例から得られた知見を活用した食品アクセス確保の取組の全国展開を図ります。

<事業目標>

食品アクセス確保に取り組み地域の創出（100地域〔令和10年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域における食品アクセス確保の推進 100(一)百万円

食品アクセスに関する諸課題の解決のため、**地域で食に関する関係者が連携して行う以下の取組を支援し、食品アクセスの確保**に関してモデルとなる地域を創出します。

①都道府県・市町村をはじめとする地域の関係者で組織する協議

会の設置

②関係者間の調整役となる**コーディネーター**の配置

③地域における食品アクセスに関する**現状・課題の調査**

④食品アクセスに関する課題解決に向けた**計画の策定・実行**

【事業期間：最大3年間、

補助率：定額※（上限：1,000万円/年、1,500万円/地域）

※2年目は3/4、3年目は1/2を国費で負担】

2. 地域における食品アクセス確保に向けた取組へのサポート

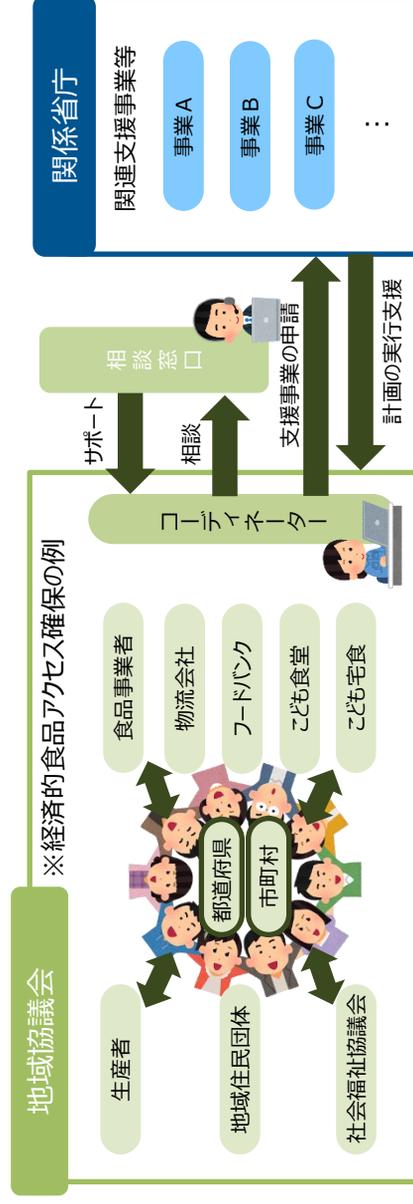
100(一)百万円

相談窓口の設置等のサポートにより、地域における食品アクセス確保のための体制構築を支援するとともに、先進的な事例から得られた知見を活用することで、食品アクセス確保の取組の全国展開を図ります。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



現状・課題調査の実施、課題解決に向けた計画の策定・実行

地域における円滑な食品アクセスの確保

事例集の作成・提供 等

取組の全国的な普及

【地域の課題例】

・**経済的な食品アクセスの確保：**
地域の食資源を活用した生活困窮者への食料支援を行うための体制の構築など

・**物理的な食品アクセスの確保：**
地域の公共交通の活用による買い物難民への食料供給体制の構築など

○ 食品アクセス支援団体活動支援事業

【令和6年度予算概算要求額 1,000(一)百万円】

＜対策のポイント＞

個人の食料安全保障の観点から、各地域における食品アクセスの強化を図るため、フードバンクやこども食堂等、地域での食料の提供等を担う団体の新規立上げや食品取扱量・提供数の拡大に向けた活動を支援します。

＜事業目標＞

食品アクセス支援団体数の増加、食品取扱量・提供数の拡大

＜事業の内容＞

食品アクセス支援団体の立上げ・取組拡大支援

各地域における食品アクセスの強化を図るため、地域での食料の提供等を担う食品アクセス支援団体（※）を新たに立ち上げ、又は既存の食品アクセス支援団体が食品取扱量の拡大を図るのに必要な取組に要する以下の経費を支援します。

（※）地域の食品アクセス困難者向けに無償で食料の提供又は配布を行う法人等

【新規の団体】

団体の立上げに必要な取組に要する経費

- ① 団体の設立及び活動の検討経費
- ② 団体の設立に際して新規雇用を行う際の経費
- ③ 食品の集配や保蔵、加工・調理等を行う設備等の整備経費 等

【既存の団体】

食品取扱量・提供数の拡大を図る取組に要する経費

- ① 食品取扱量・提供数の拡大に向けた検討経費
- ② 食品取扱量・提供数の拡大に伴い新規雇用を行う際の経費
- ③ 食品取扱量・提供数の拡大に伴う設備等の整備経費 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



支援

- 地域における食品アクセス困難者の居住状況、未利用食品等の賦存量や品目、寄附の意向、集配ルート等の調査
- 新規雇用のための求人、実践研修等の実施
- 集配・保蔵用施設・設備、加工・調理用機械・設備等の導入・改修 等

食品アクセス確保に取り組み団体の増加・食品取扱量の拡大
⇒食料の提供が可能な人数・回数拡大

地域における食品アクセスの強化

＜対策のポイント＞

水産加工・流通が直面する原材料不足や人手不足、経営力向上といった喫緊の課題に対応して水産物を持続的かつ安定的に供給していくため、サプライチェーン上の関係者が一体となった課題解決のための取組、加工原材料の安定供給を図る取組、持続可能な水産物消費拡大に向けた取組を支援します。

＜政策目標＞

- 魚介類（食用）の年間消費量（39.8kg/人〔令和14年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 水産加工連携プラン支援事業

- 水産物を持続的かつ安定的に供給するため、生産・加工・流通・販売を含むサプライチェーン上の関係者や金融機関等の専門家が幅広く連携して行う、水産加工流通の課題解決のための取組を総合的に支援します。

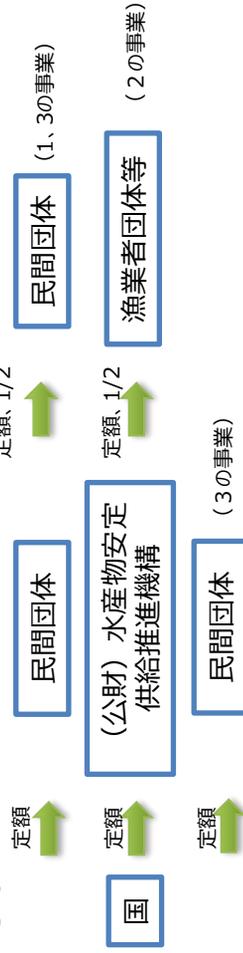
2. 特定水産物供給平準化事業

- 水産加工業者への加工原材料の安定供給を図るため、漁業者団体等が行う水産物の買取り・冷凍保管・販売の取組を支援します。

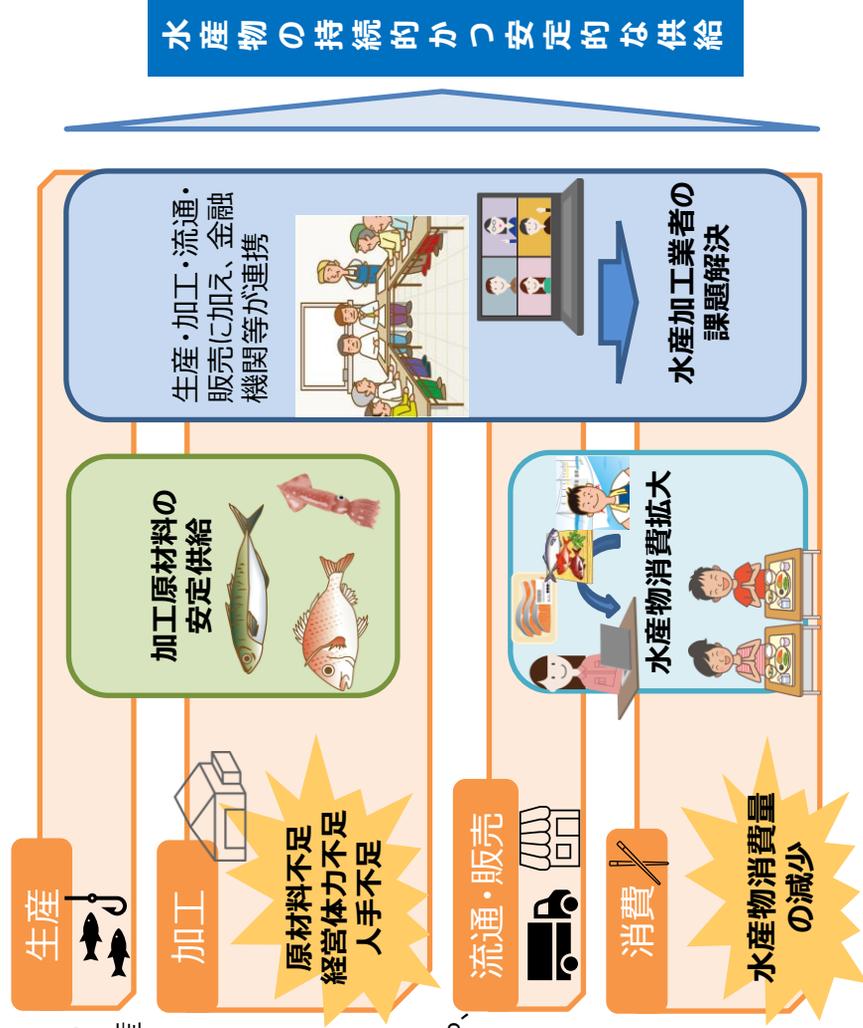
3. 持続可能な水産物消費拡大推進事業

- 持続可能な水産物の消費拡大のため、こどもターゲットとする魚食普及活動や、官民協働による水産物消費拡大の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



＜対策のポイント＞

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

＜事業目標＞

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）等

＜事業の内容＞

1. 農山漁村発イノベーション推進事業

※ 農山漁村振興交付金の全ての対象について活用が可能

- ① 地域活性化に向けた活動計画策定※、関係人口創出、地域づくりを担う農村プロデューサーの育成・活用のための実地研修による技術力向上、農業・農村の情報発信等を支援します。
- ② 地域資源を活用した商品開発、デジタル技術の活用に係る専門人材の派遣・育成等を支援します。
- ③ 農泊の実施体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援します。
- ④ 農福連携の普及啓発、障害者等の農林水産業に係る技術の習得、専門人材の育成等を支援します。

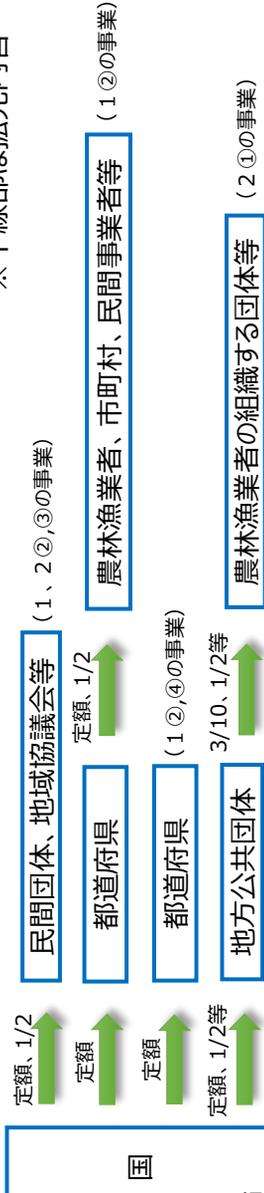
2. 農山漁村発イノベーション整備事業

- ① 農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設等の整備を支援します。
- ③ 農福連携の推進に必要となる障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援します。

（関連事業）農山漁村発イノベーション委託調査事業

農山漁村発イノベーション推進に係るエビデンスに基づく施策企画・立案の充実に図るため、**所得創出効果等の施策効果を測定するための委託調査**を実施します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 農山漁村発イノベーション推進事業

① 地域活性化型



② 農山漁村発イノベーション創出支援型



③ 農泊推進型



④ 農福連携型

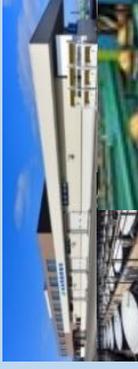


2. 農山漁村発イノベーション整備事業

① 定住促進・交流対策型 産業支援型



② 農泊推進型



③ 農福連携型



④ 農福連携型



みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 有機農業産地づくり推進

【令和6年度予算概算要求額 3,000(696)百万円の内数】

＜対策のポイント＞

地域ぐるみで有機農業に取り組み市町村等の取組を推進するため、有機農業の団地化や学校給食等での利用、物流の効率化、販路拡大等、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりへの支援や、都道府県の推進体制づくりへの支援に加え、取組面積の飛躍的な拡大に取り組み産地を支援することにより、先進的なモデル地区を創出します。

＜事業の内容＞

1. 有機農業産地づくりの推進

有機農業の生産から消費まで一貫し、事業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんだ取組を推進するため、試行的な取組を通じた有機農業実施計画の策定を支援するとともに、同計画に基づく、産地づくりに向けた定着・普及に必要な取組を支援します。

2. 飛躍的な拡大産地の創出

地域の耕地面積に占める有機農業の面積割合の大幅な増加等、面積拡大の加速化目標等を追加した「新たな有機農業実施計画」の実現に向けて、他の行政区や地域外の実需者など幅広い関係者と連携しながら、高能率作業機械や大ロット輸送システムの導入など生産から消費の取組を行う市町村に対して支援します。

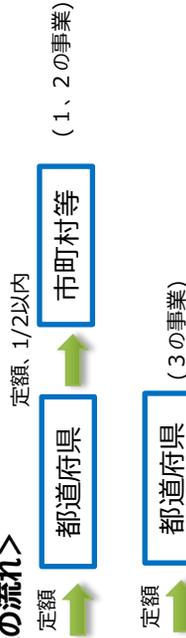
3. 展開・普及の促進

都道府県の推進体制を構築するため、都道府県全体を対象とした有機農業の勉強会や検討会の開催等の取組を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します

- ・事業実施主体の市町村又は、協議会の所在する市町村において、有機農業に関する栽培管理協定が結ばれている又は結ばれる予定である場合
- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



オーガニックビレッジを中心に、有機農業の取組を全国で面的に展開

＜対策のポイント＞

国産有機農産物等の需要を拡大するため、これらを取り扱う小売等の事業者と連携して行う国産有機農産物等の需要喚起や、有機農産物等の認知度向上、有機農業の環境保全効果を訴求する取組を支援します。

＜事業の内容＞

1. **国産有機サポーターズ活動推進事業**
 国産の有機食品に対する消費者のニーズを喚起するため、国産有機農産物等を取り扱う小売等の事業者（国産有機サポーターズ）と連携して行う、消費者への啓発や展示会への出展等の取組を支援します。
2. **有機農産物等認知度向上支援事業**
 有機農産物等の認知度向上のため、表示制度のセミナーや教育コンテンツを作成及び広報する取組を支援します。
3. **有機農業環境保全効果訴求事業**
 生産現場での環境保全の取組や生物多様性の保全の効果など有機農業の環境保全効果を消費者に訴求するための取組を支援します。

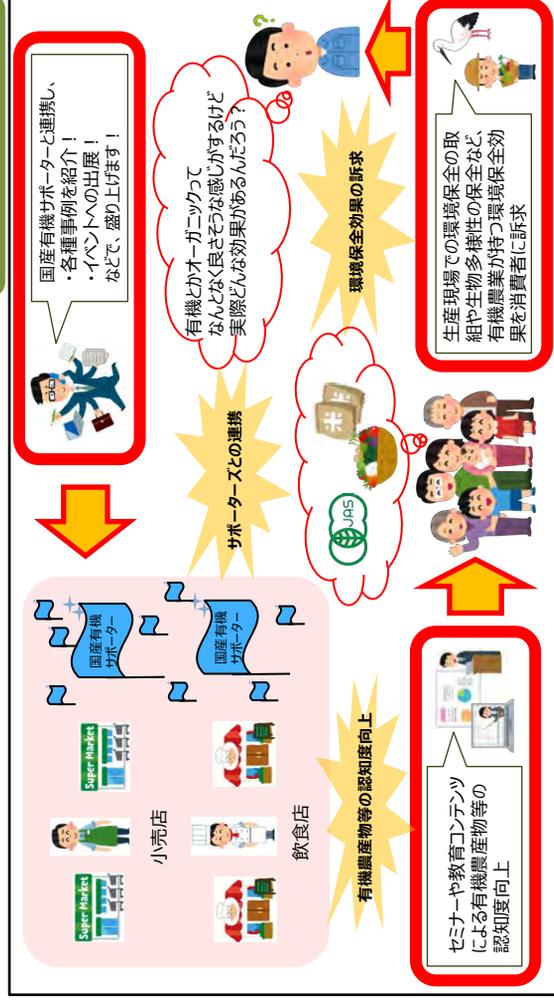
＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

有機農業を拡大するには生産のみならず消費の拡大に向けた需要喚起が必要
 ・有機食品市場は拡大傾向にあるが、令和4年に実施したアンケート調査によると消費者の約6割は有機農産物等の購入頻度が月に1回未満であり、これらを日常的に購入する層の拡大が必要

本事業のイメージ
 () の取組を支援



・国産有機農産物等を扱う事業者の連携促進
 ・有機農産物等の認知度向上・需要喚起

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、食料システムの関係者への環境負荷低減意識の普及・浸透とともに、環境負荷低減の「見える化」推進や自然系クレジットの創出を推進します。

また、「みどりの食料システム戦略」のアジア・モンスーン地域への展開を図るため、ASEAN各国等と連携して持続可能な食料システムの分野における取組モデルの普及に向けた環境整備を推進します。

＜事業の内容＞

1. 食料システムの関係者への環境負荷低減意識の普及・浸透

国内の生産・加工流通・消費にわたるサプライチェーン全体へみどりの食料システム戦略の普及・浸透を図るため、見本市での展示やセミナー等を通じた集中的な情報発信のほか、取組の表彰等を実施します。

2. 環境負荷低減の「見える化」推進

温室効果ガス削減と生物多様性の保全の取組の「見える化」を推進し、消費者の行動変容を図るため、生産段階における「見える化」対象品目の拡大や効果実証、企業間データ連携の推進、中小食品事業者向けのガイドラインの作成等を実施します。

3. 自然系カーボン・クレジットの創出推進

温室効果ガスの排出削減・吸収と外部資金の活用を可能とする自然系クレジットの創出・取組拡大を図るため、J-クレジット制度における方法論の新規策定や専門家派遣等のほかプロジェクト創出に向けた支援を行うとともに、ポランタリー・クレジットの導入に向けた検討を実施します。

4. 「みどりの食料システム戦略」の海外展開推進

みどりの食料システム戦略をアジア・モンスーン地域へ展開を図るため、日ASEAN友好協力50周年を契機とした官民連携での取組モデルの普及のほか、「見える化」の海外普及と二国間クレジット制度（JCM）の活用に向けた海外情報収集・環境整備等を実施します。

＜事業の流れ＞

国

委託

民間団体等

国

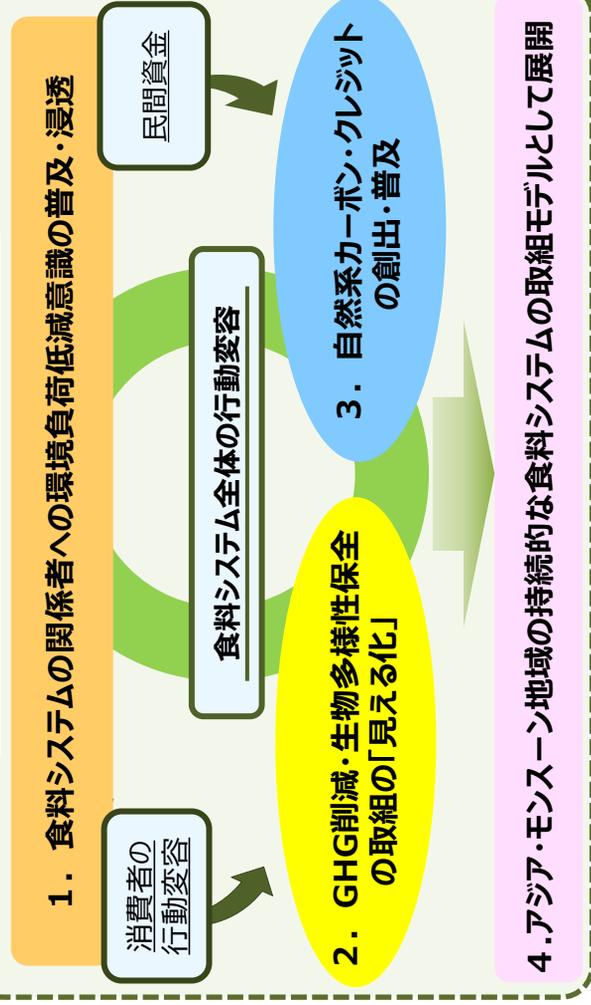
定額

民間団体等

（3.の事業の一部）

＜事業イメージ＞

みどりの食料システム戦略の実現



2050年カーボン・ニュートラルの実現
国際的な環境負荷低減への貢献

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域のバイオマスを活用したエネルギーの地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の施設整備を支援するとともに、バイオ液肥の地域内利用を進めるため、バイオ液肥散布車の導入やバイオ液肥の導入やバイオ液肥の導入を支援します。
また、みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う、良質な堆肥等の資材製造施設整備や、環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物・食品の需要開拓・流通の合理化のための施設整備等の取組を支援します。

＜事業の内容＞

1. バイオマスの地産地消
 - ① 地産地消型バイオマスプラントの導入（施設整備）
家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査、設計、施設整備（マテリアル製造設備を含む）、効果促進対策等を支援します。
 - ② バイオ液肥散布車の導入（機械導入）
メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車の導入を支援します。
 - ③ バイオ液肥の利用促進
ア 散布機材や実証は場を用意し、メタン発酵バイオ液肥を実際にほ場に散布します（散布実証）。
イ 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、肥料効果を検証します（肥効分析）。
ウ 普及啓発資材や研修会等により利用拡大を図ります（普及啓発）。
④ バイオ燃料等製造に係る資源作物の実証
国産バイオマスの一層の活用に向け、荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討や栽培実証等を支援します。
2. 環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策
みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う、良質な堆肥やバイオ炭等の生産、広域流通に必要な機械・設備の整備等や調査分析・改良等の取組を支援します。また、環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物・食品の需要拡大・流通の合理化に必要な機械・施設整備等の取組を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します。

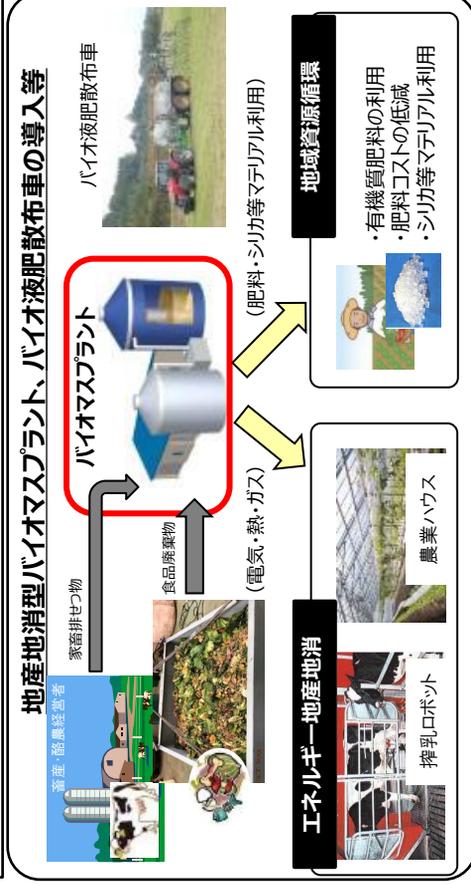
- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

事業化の推進（調査・設計）（交付率1/2以内）



バイオ液肥の
利用促進



資源作物の
実証



環境負荷低減の取組を支える基盤強化



原料調達や製品
流通等に係る調
査・分析・改良
等の実施



【お問い合わせ先】（1の事業）大臣官房環境バイオマス政策課 (03-6738-6479)

（2の事業）大臣官房みどりの食料システム戦略グループ (03-6744-7186)

地域食品産業連携プロジェクト（LFP）推進事業

【令和6年度予算概算要求額 162（124）百万円】

＜対策のポイント＞

地域の農林水産物を有効活用するため、地域の食品産業を中心とした多様な関係者が、それぞれの経営資源を結集するプラットフォームを設置して、地域の社会課題解決と経済性が両立する新たなビジネスを継続的に創出する仕組みの構築を支援します。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- クラウドファンディングの資金調達目標金額を達成した地域食品産業連携プロジェクト（LFP）の割合（50%以上）

＜事業の内容＞

1. 地域食品産業連携プロジェクト推進事業

119百万円

都道府県が、地域の農林水産物を活用した持続可能なビジネスモデルを創出するために、プラットフォームの設置、研修会の開催、プロジェクトの調査検討、戦略会議の開催、交流促進会参加、データを活用したマーケティング、試作品製造・販路開拓等の経費を支援します。

また、「輸出枠」を設け、地域産業の強みを活かした加工食品等を輸出につなげ、地域の食品産業の強化に資する取組を支援します。

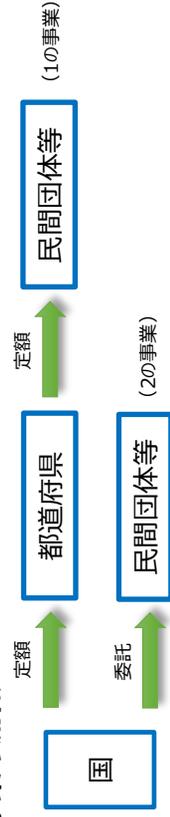
2. 地域食品産業連携プロジェクト推進委託事業

43百万円

都道府県が行う、研修会の開催や戦略の検討・実行、クラウドファンディングの活用をコーディネート者を派遣して伴走支援します。

また、プラットフォーム間の活動が活発化し、その取組が波及するように、プラットフォーム関係者、流通販売事業者、消費者等を参集した交流促進会を開催し、都道府県による取組の進展を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



訪日外国人対応による輸出促進連携支援事業

【令和6年度予算概算要求額 88 (80) 百万円】

<対策のポイント>

日本の食・食文化の魅力でインバウンドの回復・増大を図り、これを農林水産物・食品の輸出に向けた取組を加速化するとともに、新たな需要の開拓のため、訪日外国人及び海外消費者を中心に高まっている日本の食・食文化について、より高付加価値な情報の整理・発信等に向けた取組を支援します。

<事業目標>

- インバウンド需要の増大（訪日外国人旅行者数6,000万人、旅行消費額15兆円 [2030年まで]）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 食体験コンテンツの造成・提供支援

地域の食・食文化の魅力で訪日外国人の誘致を図る重点地域（SAVOR JAPAN）を中心に、専門家の派遣等により、訪日外国人のニーズに対応した食体験コンテンツの造成・磨き上げやインバウンドを輸出につなげる取組を加速化するとともに、DXの推進による効果的かつ一元的な情報発信を支援します。

2. 食文化の多角的な価値の整理・情報発信

食文化の多角的な価値※の情報を、体系的に整理・多言語化し、国内外にわかりやすく情報発信します。

〔※歴史や文化、製造方法などの伝統や特徴、健康有用性、持続可能性等〕

3. 食文化コンテンツ関連の人材の高度化

国内外に向けて食文化の普及活動を行う中核的な人材の高度化を推進します。

<事業の流れ>



食文化の多角的な価値の整理・情報発信

歴史性、嗜好多様性（ヴィーガン等）等の体系的な整理・情報発信(翻訳も)



国内外に日本の食文化を伝える



バーチャルトリップ、SNSでの情報発信等



食体験コンテンツの造成・提供支援

訪日外国人のニーズに対応した魅力的な食体験の造成



インバウンドに日本の食文化を味わってもらい印象付け、お土産や帰国後の購入(越境EC等)につなげる



2025年
大阪・関西万博開催

食文化コンテンツ関連の人材の高度化

地域の食文化のストーリーを発信できる人材の高度化



2023年「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されて10周年

訪日外国人旅行者数6,000万人、旅行消費額15兆円（2030年まで）
農林水産物・食品の輸出額（2兆円（2025年まで）、5兆円（2030年まで））

【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食文化室（03-6744-2012）

＜対策のポイント＞

フランスで開催される栄養サミットに向けて、開発途上国・新興国の人々の栄養状態を改善しつつビジネス展開を図る食品企業等の取組を支援し、我が国の食品産業の海外展開を推進します。

＜政策目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額（2025年2兆円、2030年5兆円）に資する我が国の食品産業の海外展開の推進
- フランスでの栄養サミットにおいて我が国の食品産業の栄養改善に関する取組を発信

＜事業の内容＞

1. 栄養改善ビジネス実証等

我が国の食品産業の栄養改善ビジネスの国際展開を推進するため、開発途上国、新興国現地の栄養実態や食文化・食習慣に係る調査や栄養改善ビジネスに関する事業化プロセスの実証等を支援します。

2. 国際機関等との連携強化・国内外の情報収集・発信

海外における我が国の食品産業のプレゼンスを高め、栄養改善ビジネスの国際展開を加速化するため、国際機関等との連携を通じた栄養に関する国内外の情報収集・発信等を支援します。また、フランスで開催される栄養サミットにおける本事業の成果等の発信を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

野菜を使用したミールキットによる栄養改善プロジェクト（インドネシアの例）

インドネシアの人々の野菜摂取に関する調査を行い、良質な野菜が手に入りにくいこと、野菜の重要性の認識が低いことが示された。このため、野菜を使用したミールキット（レシピ・栄養教育サービス付き）を配布し、野菜摂取の行動変容への影響とミールキットの受容性を調査。調査の結果、野菜の摂取頻度・摂取する食材の種類が増加傾向が見られ、ミールキットの嗜好性も高い評価を得た。



提供されたミールキット



試食の様子

（参考）東京栄養サミット2021における日本政府のコミットメント（抜粋）

開発途上国・新興国において、各国・地域の気候風土、食文化を踏まえた栄養改善事業推進プラットフォーム（NJPPP）等の官民連携を通じて栄養改善ビジネスモデルの構築、職場給食等の栄養改善を推進する。

○ 国産飼料増産対策事業のうち
単収向上型

【令和6年度予算概算要求額 1,589（-）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

気候や土地条件等に適した飼料作物の生産性向上や安定生産を図るため、①作業時期の分散や地域の気候条件等を踏まえた飼料増産計画の策定、②高位安定生産草地等への転換（草地改良等）、③国産濃厚飼料の生産実証や生産モデルの確立、④循環資源の活用、⑤優良品種の迅速普及や飼料作物種子の安定供給を支援します。

＜事業目標＞

飼料自給率：25%→34% [平成30年度→令和12年度まで]

＜事業の内容＞

1. 「飼料増産計画」に基づく飼料作物の増産等

地域の気候、土地条件等を踏まえた「飼料増産計画」の策定を支援します。また、計画に基づく以下の取組を支援します。

- ① 草種の組合せによる作業時期の分散や面積当たりの栄養量に優れた飼料作物の導入など高位安定生産草地等への転換（草地改良等）の技術の現地実証、現地研修会の開催やWebによる情報発信など技術普及に向けた取組を支援します。
- ② 子実用とうもろこし等の国産濃厚飼料の生産体系の実証や生産モデルの確立に向けた研修会の開催、専門家による現地指導、生産者と利用者のマッチングなど国産濃厚飼料の生産拡大に向けた取組を支援します。
- ③ 循環資源等利用の促進のため、専門家の派遣や全国シンポジウムの開催による飼料製造事業者の育成、十分に活用が進んでいない循環資源や新たな資源の飼料化や家畜への給与方法の確立に向けた現地実証等の取組を支援します。

＜事業イメージ＞

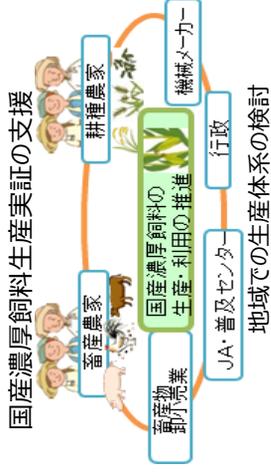
1. 「飼料増産計画」に基づく飼料作物の増産等

【飼料増産計画の策定】 【草種の組合せによる作業時期の分散】 【現地研修会の開催】

6月	オーチャード：1番草
7月	チモシー：1番草
8月	オーチャード：2番草
9月	チモシー：2番草
	オーチャード：3番草

収穫作業の集中による刈遅れの回避
天候不順による収量低下の軽減

飼料増産に向けた地域ぐるみの協議



循環資源等利用の促進

資源の実態調査
専門家派遣による技術指導

機械・器具の導入
子実用とうもろこし 現地研修会、現地指導等の生産実証

2. 飼料作物優良品種の利用促進

優良品種の選定
優良品種の普及・啓発

技術指導
種子の安定供給

実証展示ほの設置
現地での技術指導

飼料分析
あらかじめ輸入し、備蓄

＜事業の流れ＞



食品廃棄物等の発生抑制と食品循環資源の再生利用等の地域実装を支援します。

- ① 現行の食品ロス削減目標（2030年までに2000年比半減）の着実な達成を目指し、自治体における対策や計画策定等の支援等を通して、地域力を活かした対策を強化する。
- ② 自治体や食品関連事業者等の関係主体と連携し、食品廃棄ゼロエリア創出、mottECO導入、食品ロス削減や孤独孤立対策に資するフードドライブ等の地域実装と横展開を通して、消費者等の行動変容を促進する。
- ③ 登録再生利用事業者等の指導等を通して、特に小売・外食の再生利用率の向上等を図る。

1. 事業目的

2. 事業内容

1. 地域力を活かした食品ロス削減等の対策強化

- 自治体による食品ロス削減推進計画策定と実効性向上の支援
- 食品ロス削減対策マニュアルの改訂等
- 自治体向け食品ロス削減等推進セミナーの開催
- 食品ロス削減に有効な対策に関する検討

2. 消費者等の行動変容の促進

- 対策の地域実装の支援と効果検証
（食品廃棄ゼロエリア創出、mottECO導入、フードドライブ等）
- 食品ロス削減の拡大

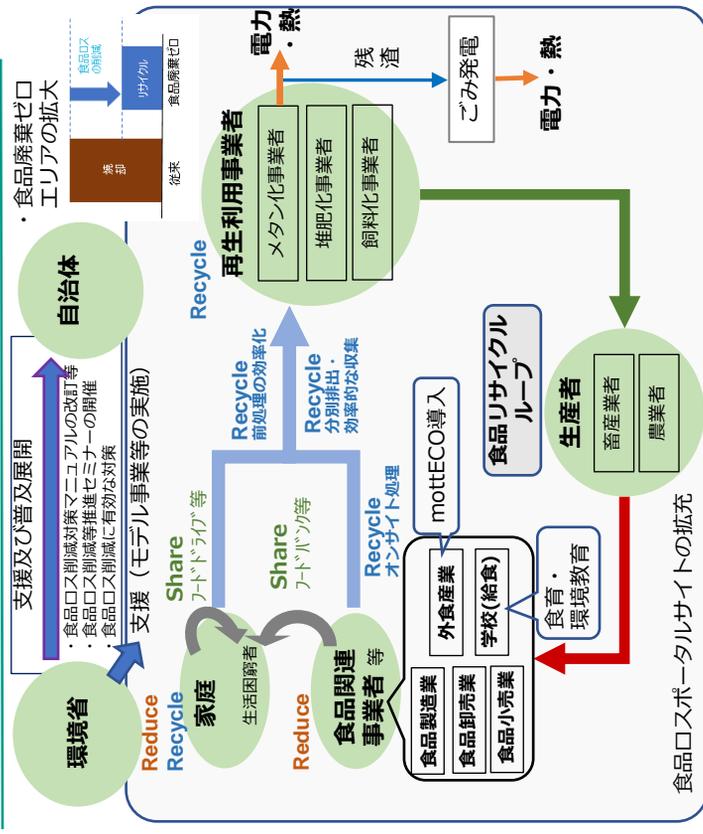
3. 食品リサイクル法に基づく安全・安心な3Rの推進

- 効率的な食品リサイクル等に関する検討
- 食品関連事業者、登録再生利用事業者等への指導

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成19年度～

4. 事業イメージ



2030年食品ロス半減目標の達成

「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動) 推進事業



環境省



【令和6年度要求額(一般) 500百万円(新規) (工ネ特) 4,500百万円(新規)】

デコ活等の推進により、将来にわたる質の高い暮らしを実現します。

1. 事業目的

「デコ活」(新しい豊かな暮らしを創る国民運動)の推進を通じて、2030年度に2013年度比46%(特に家庭部門では66%)削減及び2050年カーボンニュートラルを実現する。具体的には、自治体・企業・団体・消費者と連携した国民運動として、「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを社会実装するためのプロジェクトを展開する。

2. 事業内容

我が国の温室効果ガス排出量の約6割が衣食住を中心とした家計関連であり、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、2030年度46%削減、家庭部門66%削減等の達成が必要であり、暮らし、ライフスタイルの分野で大幅な温室効果ガス排出量の削減が不可欠である。一方で、国民・消費者の9割が脱炭素という用語を認知しているが、具体的な行動に結びついていない現状である。

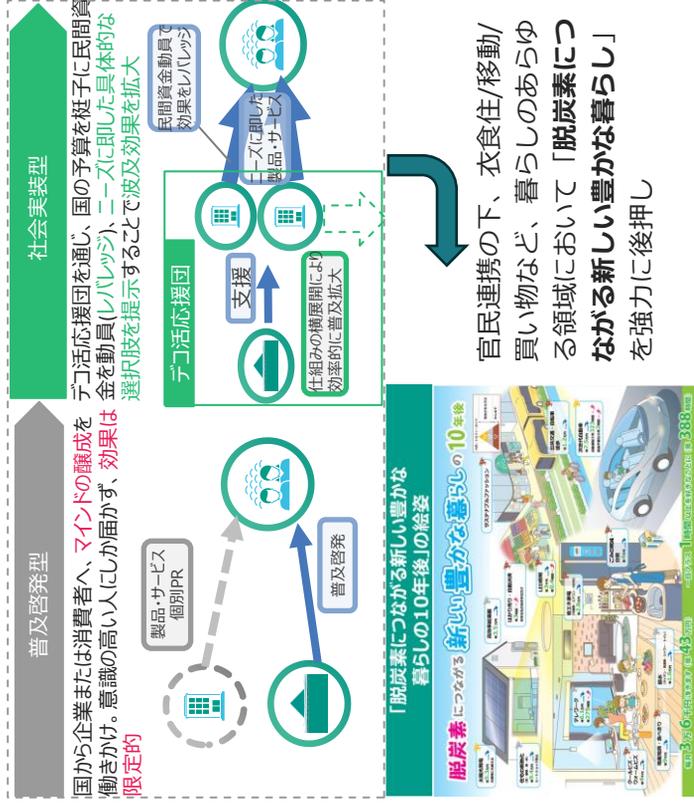
このため、デコ活の推進のためのプラットフォームであるデコ活応援団(官民連携協議会)を運営し、自治体・企業・団体・消費者等と連携を図りながら、デコ活を国民運動として推進する。また、国の予算を梃子に民間資金を動員し、脱炭素にとどまらない資源循環やネイチャーポジティブ等も含めた生活領域全般における「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを効果的・効率的に社会に実装するためのプロジェクトを実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、請負事業、間接補助事業(補助率 定額)
- 委託先等 委託事業：民間企業・団体、補助事業：地方公共団体、民間企業・団体
- 実施期間 令和6年度～

4. 事業イメージ

従来の「普及啓発型」から、自治体・企業・団体等と連携して、消費者の行動変容を図る「社会実装型」の取組中心へとシフト



お問い合わせ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室 (デコ活応援団)

電話：03-5521-8341

ヘルスケア産業基盤高度化推進事業 令和6年度概算要求額 13億円 (8.8億円)

事業の内容

事業目的

社会全体の健康投資の更なる促進とともに、適切なヘルスケアサービスが創出され、活用される環境（社会実装の仕組み）の整備を行う。

事業概要

(1) 委託事業

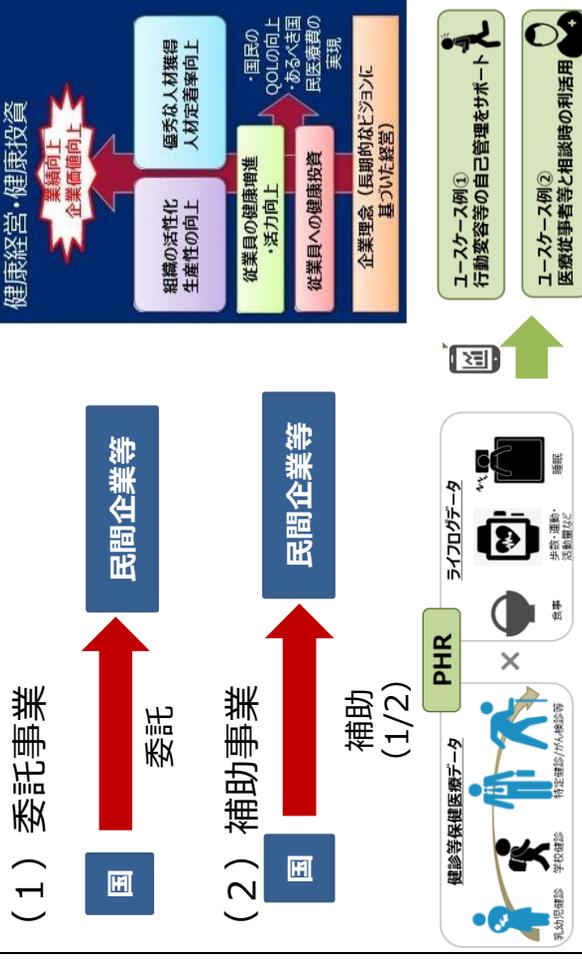
① 予防・健康づくりへの投資を促進するため、健康経営の更なる普及拡大とともに、より効果的な取組の評価・分析や情報開示等を推進し、社会全体で「健康」に投資することの価値を可視化する。

② 介護保険サービスに限らない、介護需要の新たな受け皿を整備するとともに、高齢者やその家族等が安心してサービスを利用するために、介護保険外サービスの信頼性確保の在り方を検討する。同時に、個人に即したヘルスケアサービスの提供を目指し、人々が自身の健康等情報を健康づくり等に活用できる仕組みであるPersonal Health Record（以下「PHR」）を適切に利活用したサービスが創出され、人々に広く活用されるための環境整備に取り組む。

(2) 補助事業

③ 企業、保険者が連携した従業員等への健康増進の取組を促進するため、健康経営顕彰制度の事務局運営（健康経営度調査の設計）やを行うために必要な経費を補助する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

令和5年度から令和9年度までの5年間の事業であり、最終的には、国内ヘルスケア産業の成長による国際的な競争優位性の確保を目指す。